

◆まちの将来像について

笑顔をもっと 元気をずっと

～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～

【設定理由】

①市民アンケートで回答の多かったワードが複数取り入れられており、市民の皆さんがイメージする香芝市の将来像とよく共有できたものと言える。

- ・笑顔……………市民アンケート 3位 / 中学生アンケート 1位
- ・元気……………市民アンケート 7位 / 中学生アンケート 2位
- ・もっと、ずっと……市民アンケート 23位 / 中学生アンケート 33位
(発展、成長というワードとして)

②“笑顔”“元気”のワードを今回も取り入れることで、第4次香芝市総合計画のまちの将来像「笑顔と元気!! 住むなら かしば」に込められた理念を踏襲しつつ、“もっと”“ずっと”というワードで、現状からのさらなる発展、成長が表現されている。

③さらに、サブタイトルにおいて、「暮らす」だけにとどまらず、「働く」「学ぶ」「活動する」「訪れる」「めぐる」などの多彩な魅力を発掘・創造することで、一人ひとりの多様な暮らし、多様な生き方を可能にし(ダイバーシティ)、誰もが輝き活気あるまちにしていきたいというビジョンが表現されている。

尚且つ、そのことを“カラフルかしば”というワードでキャッチーに変換することで、堅苦しくなく軽やかな語呂となり覚えやすいものにもなっている。

④“カラフル(colorful)”というワードは、“多彩な”を意味する英単語ではあるが、一般的に使われており、子どもから高齢者まで、イメージとしてダイレクトに伝わる表現である。ただし表記は、誰でも認識しやすいように“colorful”ではなく“カラフル”とカタカナを使用。

【込めた思い】 ※総合計画の冊子に掲載する文章になります。

◎住宅都市として発展してきた誇り

香芝市は、自然豊かな住環境と大都市へのアクセスの良さなどから住宅都市として発展し、全国的にも稀な「人口増加都市」として知られています。

この20年間で、人口は約1万6,500人増加し、その増加率は奈良県内1位を誇っています。

第4次香芝市総合計画で掲げたまちの将来像「笑顔と元気!! 住むなら かしば」でめざしてきたとおり、笑顔と元気をキーワードに”将来に希望がもてるまち”として、多くの方に「香芝市」が定住先・転入先として選ばれてきたと言えます。

◎住みよい香芝のその先へ

しかし、平成31年3月には、香芝市の人口は前年を下回るなど、これまでにない人口推移をたどっており、今後、本格的な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれているところです。

香芝市にとって大きな局面を迎えている今、時代とニーズに合わせ、必要に応じて柔軟に変わっていくこと、そして香芝ならではの魅力をプラスしていくことで、新しいステージへと進むことが求められています。

新しいステージとして1つめは、第4次香芝市総合計画の理念を踏襲し、住宅都市としての「暮らしやすさ」をさらに深め、もっと住みよい高品質の都市をめざしていきたいと考えています。

そして2つめは、「住む」だけにとどまらず、「働く」「遊ぶ」「活動する」「訪れる」など、多彩なまちの機能と魅力を発掘・創造していきたいと考えています。

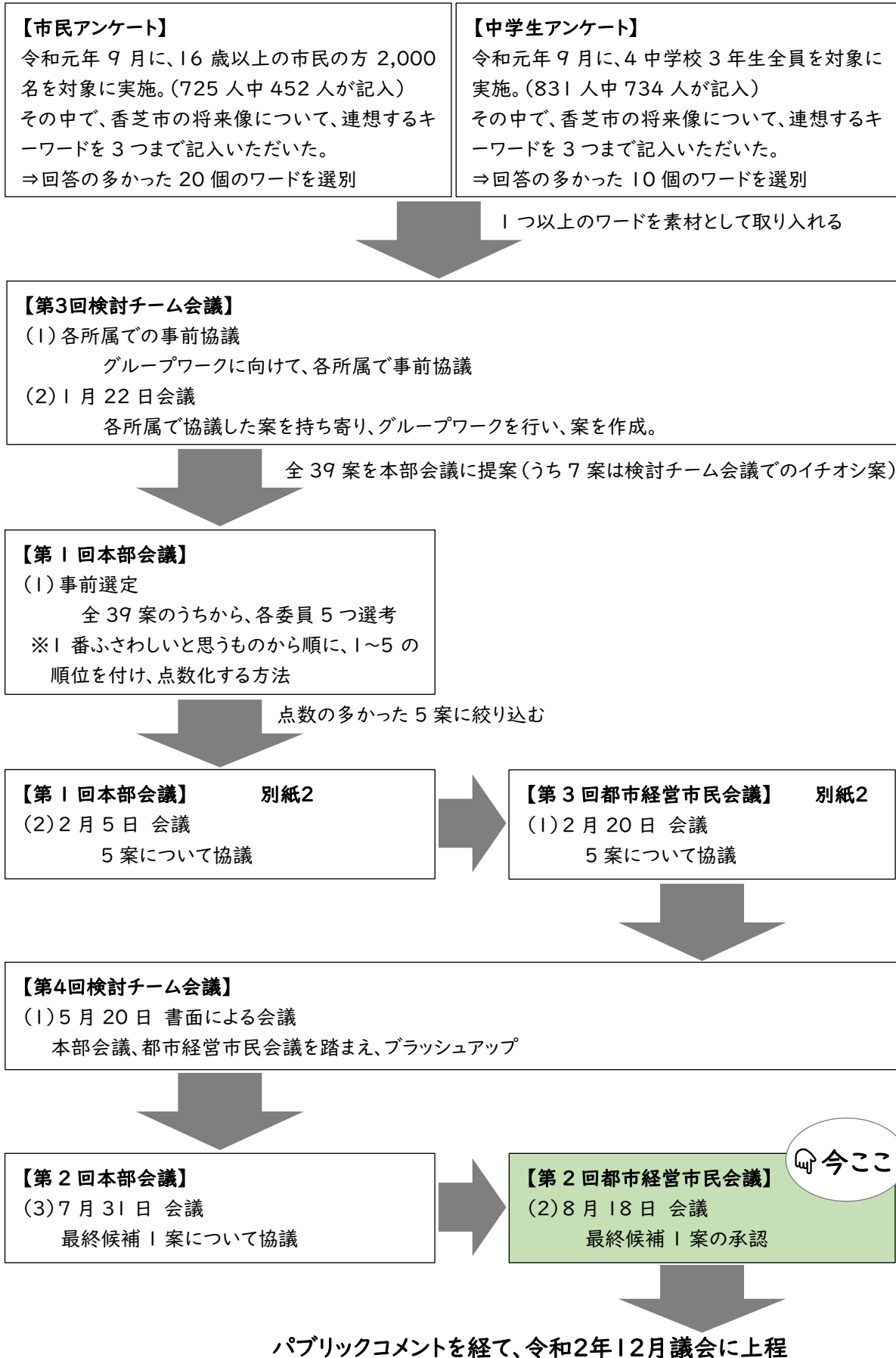
そうすることで、香芝に関わる全ての人たちの多様な暮らし、多様な生き方を可能にし、人が集まり、活気あるまちづくりにつながると信じています。

◎キャッチコピーに込める思い

笑顔と元気が“もっと”溢れ、“ずっと”続き、まちも人も“色とりどりに”輝き続けることができる香芝市をめざし、「笑顔をもっと 元気をずっと ~誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば~」をまちの将来像として掲げます。

別紙 1

◆ 決定の流れ



◆各会議での意見等まとめ

2月5日 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議※

※市長・副市長・教育長・部局長 16名からなる庁内会議

⇒ 検討チーム会議から提案した全39案から、下記5案に絞り込み

- | | |
|------|--------------------------------------|
| No.1 | 笑顔をもっと 元気をずっと やっぱりかしば |
| No.2 | 未来に笑顔をつなぐまち かしば |
| No.3 | くらし 快適 Smile City |
| No.4 | colorful KASHIBA~住む 働く 助け合う、彩り豊かなまち~ |
| No.5 | 住みよい香芝 みんな笑顔の その先へ |

<委員からの意見>

- ・グローバル化が進展していることを考えれば、英語表記を取り入れることも前向きに検討してよいのではないかと。ただし、誰でもイメージできるものであった方が好ましい。
- ・あくまでも“まちの将来像”であり、シティプロモーションで使用するキャッチコピーとは趣旨が異なる。英語表記や必要以上にキャッチーな表現は、“まちの将来像”のワードとして使用するには違和感がある。
- ・子どもから高齢者まで、みんなで共有していくものなので、誰もが親しみやすく受け入れられるものであるかという点は、十分に検証が必要。

2月20日 香芝市都市経営市民会議

⇒ 本部会議で絞り込んだ5案に対して意見聴取

<委員からの意見>

- ・市民が共有する言葉(キャッチコピー)に英語を使うことについて、英語に馴染みのない世代もいる。英語を使うにしても、市民全員に伝わりやすいように考えていただきたい。
- ・「キャッチコピー」だけで市のビジョンの全てを伝えることはできないが、リーディングワードとして何が適切かということを考えていく必要がある。
- ・5案のうち、No.3にだけ「かしば」という言葉が入っていない。最後に「かしば」がついていないと言葉足らずに感じる。
- ・No.1の「やっぱり」という表現は、案がなかった印象を受ける。
- No.4は、最近話題のSDGsでも色分けして考えていく動きがあるが、それを香芝風にアレンジ

して印象がよい。「カラフルかしばのアイコンをつくり、アイコンバッチを職員がつけばチーム感が出て…」という説明があったが、とてもよいことだと思う。窓口を訪れる市民もチームの一員という気持ちで対応できるように、職員の意識も一緒に変えていってもらいたい。

・最終的に「まちの将来像」がどの程度実現できたのかを確認する方法を考えておいた方がよい。

5月20日 検討チーム会議※

※各所属から1名ずつ、おおむね20～40代で入庁5年目以降の職員38名からなる庁内会議

⇒ 2月5日の本部会議及び2月20日の都市経営市民会議における意見を踏まえ、取りまとめた下記1案について協議。

笑顔をもっと 元気をずっと ～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～

<メンバーからの意見>

・「カラフル」をあえて入れる必要があるのかどうか。イメージとしてダイレクトに伝えるのであれば、「誰もが輝く多彩なまちかしば」でもいいのではないか。

7月31日 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議

⇒ 下記1案について協議。本案について異議なしで一致。

笑顔をもっと 元気をずっと ～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～

◆人口ビジョンの見直しについて

1. 現行の人口ビジョン

(1) 策定時の考え方

2010年の人口データに基づく社人研準拠推計(以下、社人研準拠推計(2010))をもとに、自然増減については、合計特殊出生率が2025年までに1.8、2030年までに2.1まで回復するとし、社会増減については、移動率が社人研準拠推計(2010)のとおりに2020年まで定率で0.5倍に縮小し、その後はその値で推移するとしている。

(2) 社人研準拠推計人口との比較

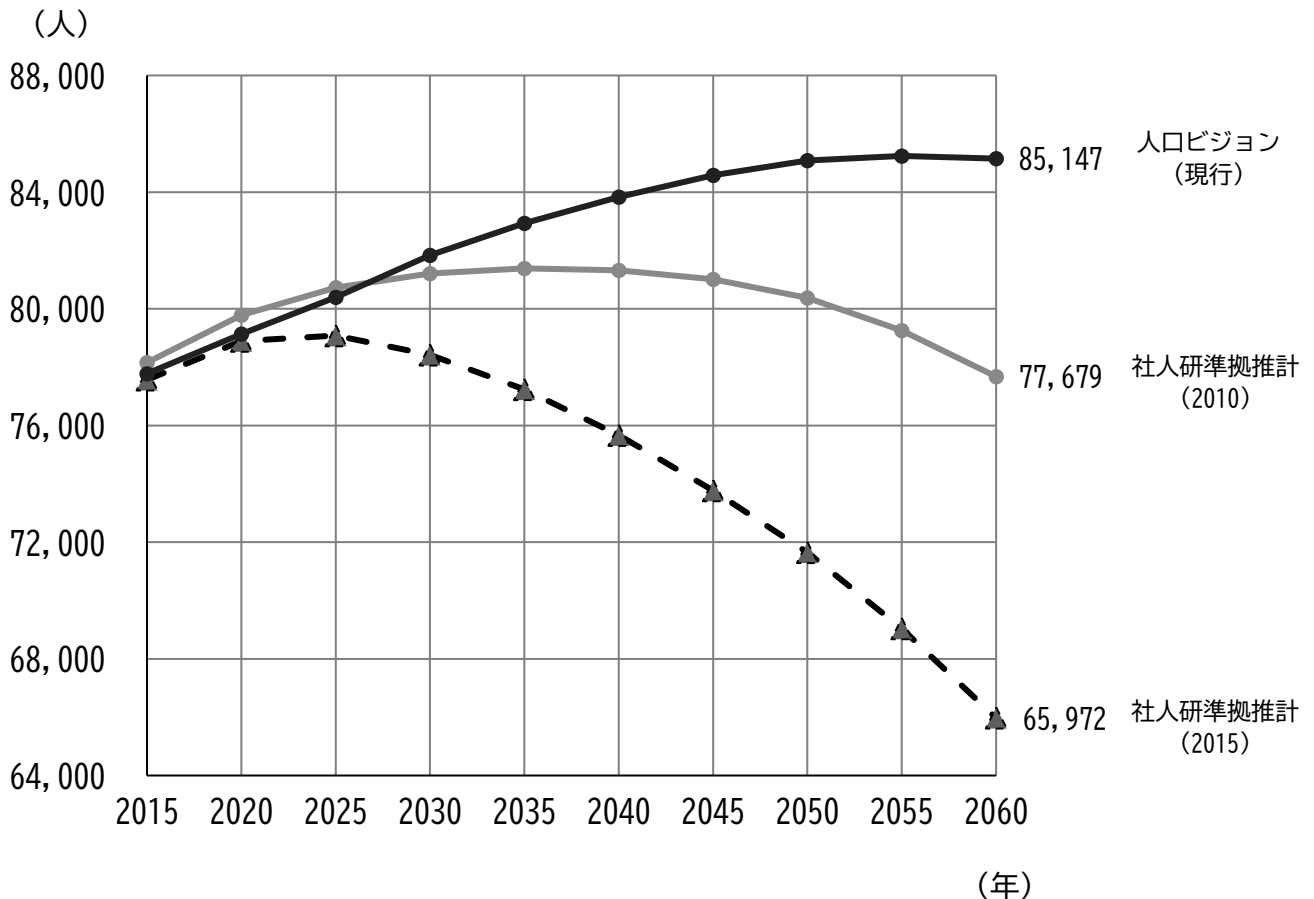
社人研準拠推計(2010)と、2018年に公表された2015年の人口データに基づく社人研準拠推計(以下、社人研準拠推計(2015))を比較すると、大きく下方修正されている。

人口が減少に転じる時期が大幅に早まり、その結果、2060年の推計人口では社人研準拠推計(2010)を1万人以上、現行の人口ビジョンとの比較では2万人近く下回っている。

社人研準拠推計が更新されたことで、将来人口の推計が大きく変わったため、現況を分析した上で人口ビジョンを大幅に見直す必要がある。

見直しのポイントとしては、近年の動向を反映するとともに、人口減少克服・地方創生のための方向性を示すことが重要と考えられる。

<現行の人口ビジョンおよび社人研準拠推計人口の比較>



2. 総人口のパターン別推計

人口ビジョンを見直すにあたり、(1) 自然増減と(2) 社会増減のそれぞれについて、条件設定を変更し、パターン別に推計した。

(1) 自然増減の条件設定の変更による「2つの」パターン別推計

(社会増減はすべて社人研準拠推計(2015)と同じ条件で設定)

◎パターン1 社人研準拠推計(2015)

2010年～2015年の人口動向に基づき社人研が公表した「将来推計人口」に準拠した推計。合計特殊出生率については1.6前後で推移。

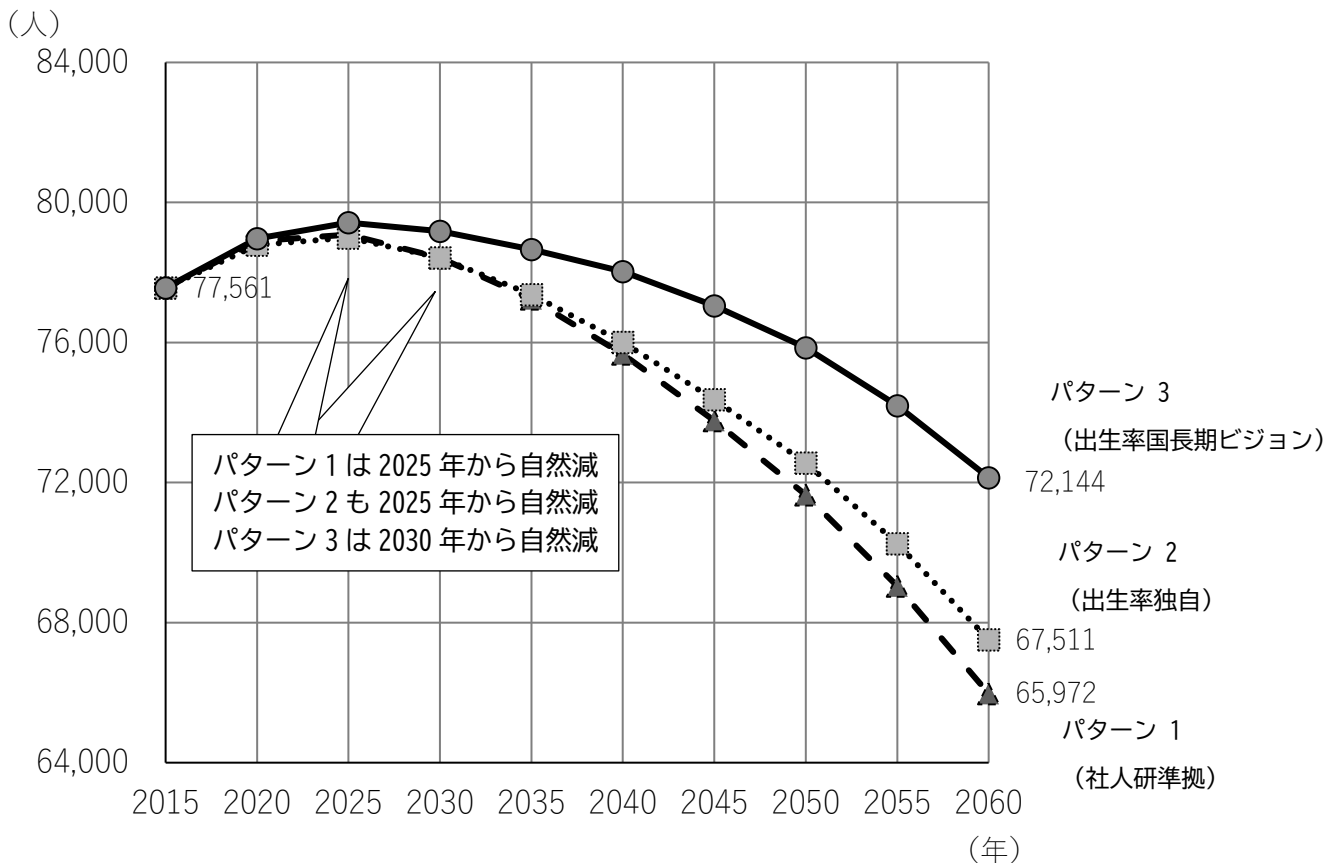
◎パターン2 出生率上昇(独自推計)

人口動態推計では5年ごとの合計特殊出生率が2007年～2012年分まで公表されており、2013年～2017年については出生数及び住民基本台帳人口から合計特殊出生率を独自に算出。これらの数値に基づいて設定した今後の合計特殊出生率(2050年までに1.8まで上昇)により推計。

◎パターン3 出生率上昇(国の長期ビジョン)

国の長期ビジョンにおいて示された合計特殊出生率(2030年までに1.8、2040年までに2.07(人口置換水準)まで上昇)に基づき推計。

<自然増減 各パターンの総人口推計>



(2) 社会増減の条件設定の変更による「3つの」パターン別推計

(自然増減はすべて社人研準拠推計(2015)と同じ条件で設定)

◎パターン1 社人研準拠推計(2015)

2010年~2015年の人口動向に基づき社人研が公表した「将来推計人口」に準拠した推計。

移動率は、この期間の傾向が続くとして推計。

◎パターン4 移動率直近

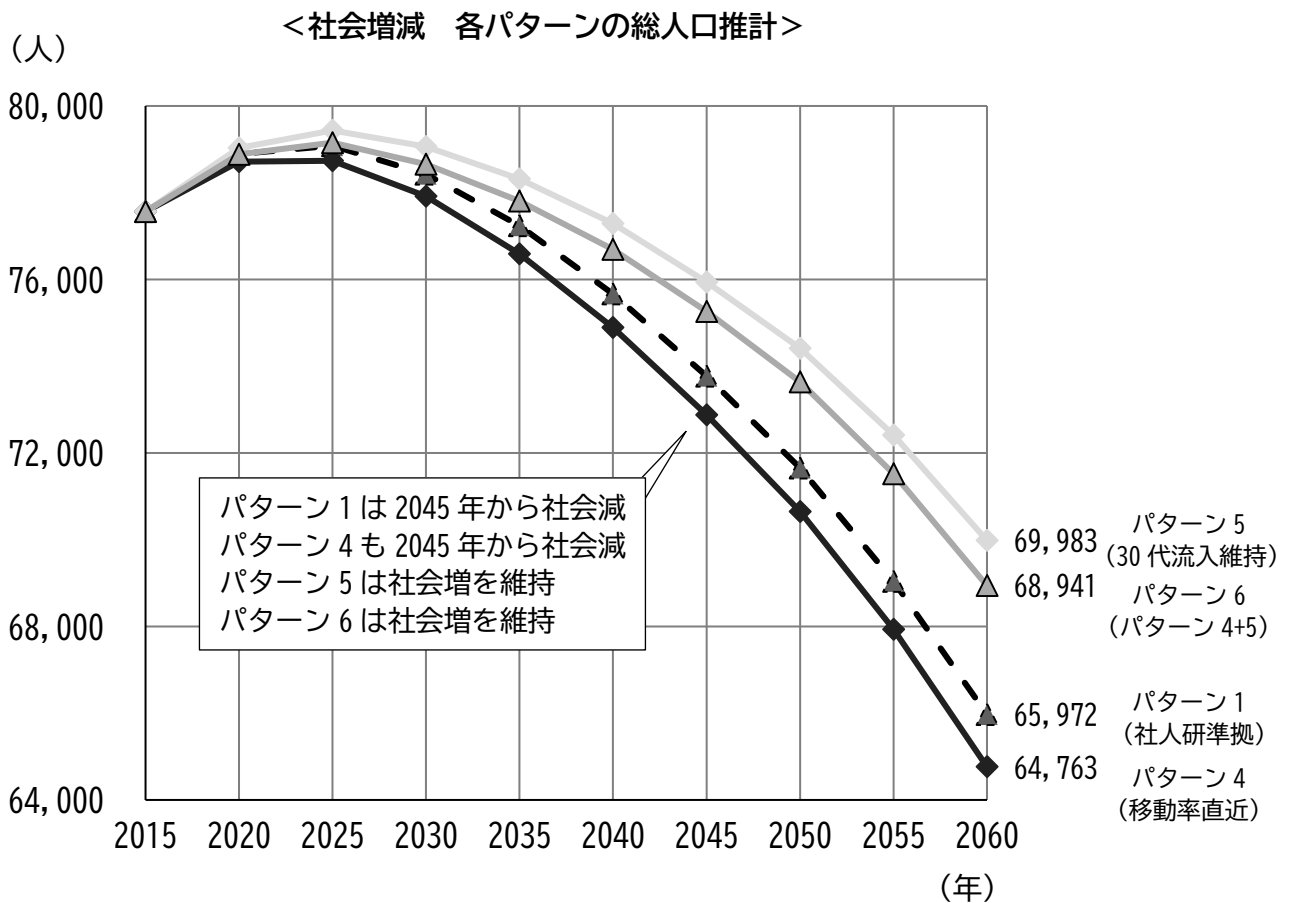
パターン1に、急激な人口増加が落ち着き、人口推移の転換期にある最近の傾向を加味した移動率で推計。

◎パターン5 30代流入維持

パターン1を、30歳代の転入が多いという本市の特性により補正し、30歳代については転入が転出を上回っている最近の傾向を維持するものとして推計。

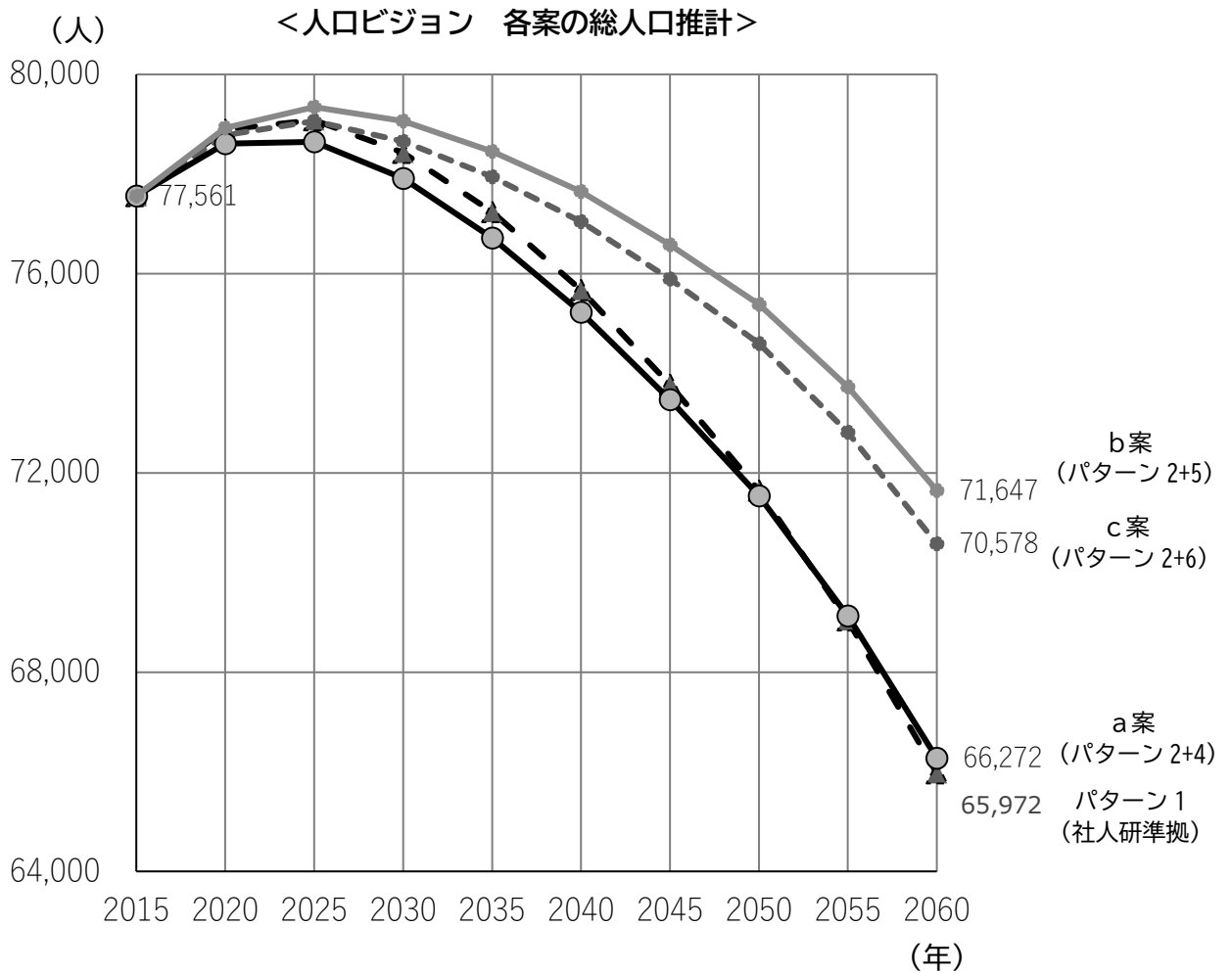
◎パターン6 パターン4+5

パターン4をベースに、パターン5と同じ方法で30歳代の移動率を補正して推計。



(3) 自然増減・社会増減の各条件設置の組み合わせによるパターン別推計

	自然増減	社会増減
パターン1 社人研準拠推計 (2015)	2010年～2015年の人口動向に基づく傾向が今後も続く (合計特殊出生率は1.6前後で推移)	
a案 (パターン2+4)	合計特殊出生率が2050年までに1.8まで上昇し、その後はその数値を維持する	移動率につき、人口増加が縮小している最近の傾向を加味して補正
b案 (パターン2+5)		パターン1をベースに、30歳代の転入が多い現在の傾向が続く
c案 (パターン2+6)		移動率を人口増加が縮小している最近の傾向を加味して補正しつつ、30歳代については転入が多い現在の傾向が続く



3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

人口の将来展望や、各種施策の有効性を検討する材料の一つとして、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析として、以下 2 つのシミュレーションを行った。

(1) シミュレーション1 (自然増減の影響度)

- 仮定:シミュレーション1として、パターン1(社人研準拠推計)をベースに、合計特殊出生率が2040年までに人口置換水準(2.07)まで上昇する(達した後は、その水準で推移)と仮定。
- 分析方法:パターン1(社人研推計準拠)とシミュレーション1を比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度の分析を行う。シミュレーション1がパターン1(社人研推計準拠)と比較して大きいほど、出生による影響が大きいと考えられる。
- 計算方法:シミュレーション1の2045年の総人口 ÷ パターン1の2045年の総人口で算出される数値に応じて、下記の5段階に整理。
「1」=100%未満 「2」=100~105% 「3」=105~110%
「4」=110~115% 「5」=115%以上の増加

(2) シミュレーション2 (社会増減の影響度)

- 仮定:シミュレーション2として、パターン1(社人研準拠推計)において、合計特殊出生率が2040年までに人口置換水準まで上昇し(シミュレーション1)、かつ移動(純移動率)がゼロ(均衡)で推移すると仮定。
- 分析方法:シミュレーション1とシミュレーション2を比較することで、将来人口に及ぼす移動の影響度の分析を行う。シミュレーション1の推計から移動に関する仮定のみを変更したシミュレーション2が、シミュレーション1と比較して大きいほど、移動による影響度が大きいと考えられる。
- 計算方法:シミュレーション2の2045年の総人口 ÷ シミュレーション1の2045年の総人口で算出される数値に応じて、下記の5段階に整理。
「1」=100%未満 「2」=100~105% 「3」=105~110%
「4」=110~115% 「5」=115%以上の増加

〈香芝市における自然増減・社会増減の影響度〉

	計算方法	影響度の評価基準
シミュレーション1(自然増減の影響度)	シミュレーション1の2045年推計人口=77,047(人) パターン1の2045年推計人口 =73,770(人) ⇒77,047(人) / 73,770(人) = 104.4%	2
シミュレーション2(社会増減の影響度)	シミュレーション2の2045年推計人口=76,733(人) シミュレーション1の2045年推計人口=77,047(人) ⇒76,733(人) / 77,047(人) = 99.6%	1

この影響度の判定から、本市においては、合計特殊出生率の上昇につながる施策に取り組むことが、人口減少を抑えることにより効果的であると考えられる。ただし、近年になるにつれて、社会増の数は少なくなっている。このため、合計特殊出生率の改善とあわせて、社会増を維持する取り組みを進めることが求められる。

4. 次期人口ビジョン案について

本市の人口推移については、現在のところ減少とまでは言えないものの、転換期にさしかかっており、社人研準拠推計(2015)によると、2025年をピークに減少に転じるとされている。将来の人口減少に歯止めをかけるためには、自然増減・社会増減の両面におけるアプローチが必要となる。

本市の合計特殊出生率は1993年～1997年に最も低い1.42となって以降は緩やかな上昇傾向となっており、2008年～2012年には1.57まで回復している。第5次総合計画では、子育て支援のための各種の施策により今後も上昇傾向を維持するとともに、住宅都市としての魅力をさらに高め、「選ばれるまち」として社会増の維持をめざしている。

そこで、本市の将来展望として、自然増減・社会増減の両面において以下の仮定を設定する。

(1) 自然増減に関する仮定

◎ 自然増減に関してパターン2を設定

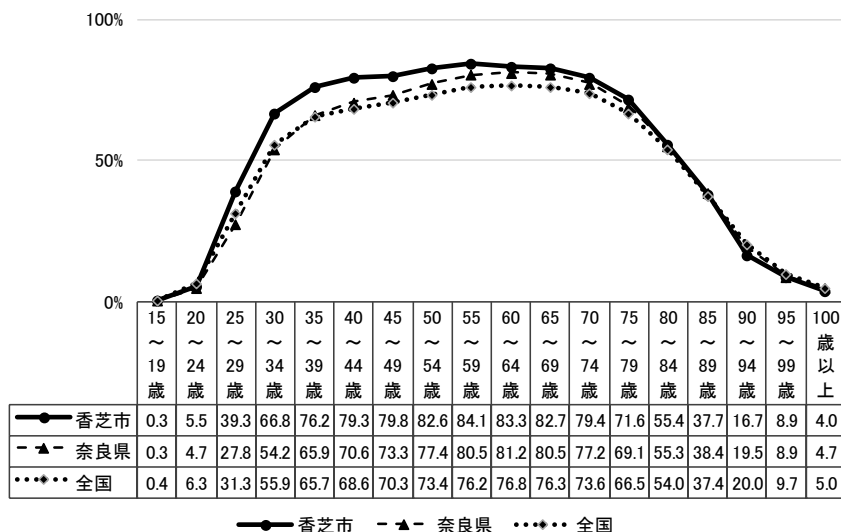
パターン2は「1. パターン別総人口のシミュレーション」で述べたとおり、これまでの出生率の推移をベースに、最近の動向を加味して独自に推計したものである。具体的には、数値が公表されている2012年までの統計および出生数、住基人口から推計した最近の数値を使用し、今後の傾向を「出生率が2050年までに1.8まで回復し、その後はその数値を維持する」としている。

本市においては、20歳代、30歳代の若年層の有配偶率が高く、子どもを持つ女性の比率が高い傾向にあるため、合計特殊出生率は全国平均よりも高くなっている。

また、市民アンケートの出産に関する設問について、回答状況を分析したところ、平均予定子ども数は2.0、平均理想子ども数は2.5であり、合計特殊出生率が改善する余地があることがうかがえる。

このことから、若年層の出産・子育ての希望をかなえられるよう子育て支援策の充実を図ることで合計特殊出生率を引き続き向上させ、上記の水準を目指す。

年齢別有配偶率(国勢調査より)



(2) 社会増減に関する仮定

◎社会増減に関してパターン6を設定

パターン6は人口増減について、最近の傾向を反映した仮定。

社人研準拠推計(2015)では2010年~2015年の移動実績に基づく傾向が今後も続くものとしている。一方、直近の傾向としては、総人口の増加率が年々低下しており、令和元年の住基人口においては初めて前年を下回り、社会増減についても転出超過となった。このため、この傾向を反映し、社人研準拠推計(2015)における移動率を直近の住基人口に基づく移動率で補正して推計する。

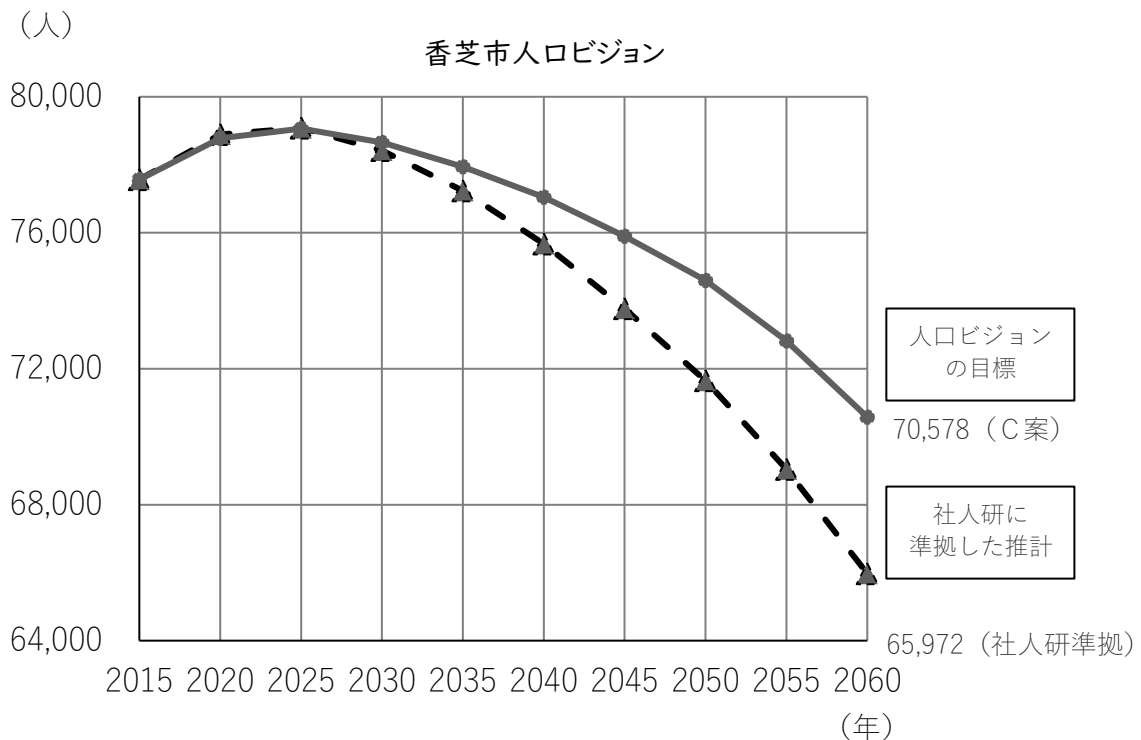
さらに、本市の社会増減の特徴である10歳代後半~20歳代前半で転出が多く、30歳代で転入が多いという傾向を踏まえて30歳代の移動率を補正して推計する。

(3) 人口の将来展望

◎人口の将来展望としてC案を設定

香芝市人口ビジョンの目標と仮定に基づいた人口推計は次のとおり。

自然増、社会増に関わる施策の両面アプローチで人口減少スピードを抑制し、2060年には約70,000人の人口規模であることを目標とする。



◎人口ビジョン

2060年に約70,000人の人口規模

◎人口ビジョンの実現に向けた目標

自然増の目標:2050年に合計特殊出生率 1.8

社会増の目標:人口の社会増(特に30歳代は約300人増/5年間)を維持

(参考1) 次期人口ビジョンと現行の人口ビジョン及び社人研準拠推計(2015)との比較

	次期の人口ビジョン	社人研準拠推計 (2015)	現行の人口ビジョン
自然増減	合計特殊出生率が <u>2050年までに1.8</u> まで上昇すると仮定	合計特殊出生率が <u>1.6</u> 前後で推移	合計特殊出生率が <u>2025年までに1.8</u> 、 <u>2030年までに2.1</u> に回復すると仮定
社会増減	社人研準拠推計(2015)を住基人口に基づく直近2015年~2019年の純移動率で補正したうえで、30歳代は転入が多い現在の傾向が続くとして移動数を補正して推計	2010年~2015年の人口動向に基づく傾向が今後も続く	2005年~2010年の純移動率が <u>2015年~2020年までに定率で0.5倍縮小</u> し、そのあとはその値で推移する(社会増を維持する)と仮定
2020年の総人口 (推計値)	78,782 人	78,895 人	79,137 人
2060年の総人口 (推計値)	70,578 人	65,972 人	85,147 人
2020年~2060年 にかけての増減	-8,204 人	-12,923 人	6,010 人
	↓ 減少	↓ 減少	↑ 増加

※2020年4月1日時点の総人口 79,274 人

(参考2) 次期人口ビジョン案の5年ごとの詳細

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総数	77,561	78,782	79,063	78,653	77,944	77,043	75,894	74,598	72,816	70,578	68,109
0～4歳	3,853	3,659	3,498	3,479	3,506	3,509	3,457	3,364	3,196	3,078	3,035
5～9歳	4,406	3,938	3,739	3,573	3,556	3,584	3,586	3,532	3,438	3,266	3,145
10～14歳	4,757	4,407	3,944	3,744	3,578	3,563	3,591	3,594	3,540	3,445	3,273
15～19歳	4,353	4,616	4,277	3,833	3,631	3,465	3,447	3,474	3,477	3,425	3,333
20～24歳	3,570	3,910	4,079	3,779	3,396	3,203	3,049	3,032	3,057	3,059	3,013
25～29歳	3,401	3,510	3,780	3,806	3,537	3,213	3,005	2,861	2,845	2,869	2,871
30～34歳	4,300	3,809	3,895	4,154	4,175	3,908	3,584	3,360	3,205	3,181	3,208
35～39歳	5,503	4,588	4,101	4,189	4,448	4,473	4,206	3,883	3,646	3,484	3,453
40～44歳	7,084	5,524	4,606	4,127	4,219	4,490	4,503	4,236	3,909	3,671	3,508
45～49歳	5,932	6,955	5,434	4,530	4,066	4,156	4,422	4,434	4,172	3,848	3,614
50～54歳	4,703	5,838	6,828	5,349	4,469	4,015	4,099	4,363	4,373	4,115	3,795
55～59歳	3,886	4,651	5,752	6,712	5,269	4,418	3,975	4,057	4,319	4,329	4,074
60～64歳	4,416	3,855	4,609	5,687	6,623	5,208	4,382	3,943	4,024	4,285	4,294
65～69歳	5,415	4,369	3,817	4,564	5,619	6,534	5,150	4,333	3,900	3,981	4,239
70～74歳	4,423	5,242	4,229	3,699	4,426	5,442	6,324	4,985	4,195	3,776	3,854
75～79歳	3,241	4,168	4,972	4,013	3,518	4,207	5,172	6,011	4,741	3,990	3,594
80～84歳	2,139	2,790	3,601	4,351	3,520	3,102	3,717	4,576	5,320	4,200	3,536
85～89歳	1,385	1,738	2,254	2,910	3,581	2,903	2,579	3,085	3,807	4,427	3,499
90歳以上	794	1,217	1,649	2,153	2,805	3,650	3,647	3,476	3,653	4,151	4,771
0～14歳	13,016	12,004	11,182	10,797	10,641	10,656	10,634	10,490	10,173	9,789	9,453
15～64歳	47,148	47,254	47,360	46,166	43,834	40,550	38,672	37,642	37,027	36,265	35,162
65歳以上	17,397	19,524	20,522	21,690	23,469	25,838	26,588	26,466	25,615	24,524	23,494
75歳以上	7,559	9,913	12,476	13,428	13,425	13,862	15,114	17,148	17,520	16,767	15,401
0～14歳（割合％）	16.8%	15.2%	14.1%	13.7%	13.7%	13.8%	14.0%	14.1%	14.0%	13.9%	13.9%
15～64歳（割合％）	60.8%	60.0%	59.9%	58.7%	56.2%	52.6%	51.0%	50.5%	50.9%	51.4%	51.6%
65歳以上（割合％）	22.4%	24.8%	26.0%	27.6%	30.1%	33.5%	35.0%	35.5%	35.2%	34.7%	34.5%
75歳以上（割合％）	9.7%	12.6%	15.8%	17.1%	17.2%	18.0%	19.9%	23.0%	24.1%	23.8%	22.6%
合計特殊出生率	1.57	1.57	1.61	1.65	1.68	1.72	1.76	1.80	1.80	1.80	1.80
増減（5年計）	-	1221	281	-410	-709	-901	-1149	-1296	-1783	-2238	-2469
社会増減（5年計）	-	696	453	290	382	470	230	218	172	166	149
自然増減（5年計）	-	525	-172	-700	-1091	-1371	-1379	-1514	-1955	-2404	-2618

(参考3) 社人研準拠推計(2015)の5年ごとの詳細

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
総数	77,561	78,895	79,083	78,426	77,238	75,671	73,770	71,649	69,040	65,972	62,638
0~4歳	3,853	3,753	3,447	3,328	3,265	3,160	3,010	2,824	2,635	2,490	2,395
5~9歳	4,406	3,944	3,841	3,526	3,407	3,343	3,234	3,081	2,890	2,697	2,548
10~14歳	4,757	4,411	3,954	3,850	3,534	3,416	3,352	3,244	3,090	2,899	2,704
15~19歳	4,353	4,624	4,288	3,849	3,740	3,429	3,311	3,250	3,145	2,996	2,810
20~24歳	3,570	3,937	4,120	3,821	3,437	3,327	3,042	2,938	2,884	2,791	2,658
25~29歳	3,401	3,521	3,815	3,860	3,591	3,262	3,133	2,865	2,767	2,716	2,628
30~34歳	4,300	3,793	3,844	4,091	4,019	3,748	3,441	3,305	3,023	2,919	2,865
35~39歳	5,503	4,495	3,990	4,045	4,286	4,161	3,888	3,569	3,429	3,136	3,028
40~44歳	7,084	5,531	4,519	4,020	4,079	4,330	4,193	3,919	3,596	3,454	3,159
45~49歳	5,932	6,962	5,448	4,449	3,964	4,020	4,266	4,130	3,861	3,542	3,402
50~54歳	4,703	5,844	6,840	5,367	4,394	3,917	3,966	4,209	4,075	3,809	3,494
55~59歳	3,886	4,654	5,760	6,727	5,289	4,346	3,879	3,927	4,167	4,034	3,771
60~64歳	4,416	3,858	4,616	5,698	6,640	5,230	4,312	3,849	3,896	4,135	4,002
65~69歳	5,415	4,376	3,826	4,577	5,635	6,557	5,176	4,268	3,811	3,856	4,093
70~74歳	4,423	5,248	4,239	3,711	4,442	5,461	6,348	5,013	4,134	3,691	3,734
75~79歳	3,241	4,176	4,987	4,029	3,535	4,228	5,195	6,039	4,771	3,936	3,515
80~84歳	2,139	2,795	3,612	4,368	3,537	3,120	3,737	4,599	5,347	4,229	3,490
85~89歳	1,385	1,747	2,267	2,928	3,604	2,921	2,597	3,107	3,832	4,456	3,528
90歳以上	794	1,227	1,670	2,181	2,841	3,697	3,687	3,512	3,688	4,187	4,810
0~14歳	13,016	12,108	11,241	10,703	10,206	9,918	9,597	9,149	8,615	8,085	7,647
15~64歳	47,148	47,219	47,240	45,928	43,438	39,769	37,432	35,962	34,842	33,532	31,819
65歳以上	17,397	19,568	20,601	21,795	23,594	25,983	26,741	26,538	25,583	24,355	23,171
75歳以上	7,559	9,944	12,536	13,507	13,517	13,966	15,217	17,257	17,638	16,807	15,344
0~14歳(割合%)	16.8%	15.3%	14.2%	13.6%	13.2%	13.1%	13.0%	12.8%	12.5%	12.3%	12.2%
15~64歳(割合%)	60.8%	59.9%	59.7%	58.6%	56.2%	52.6%	50.7%	50.2%	50.5%	50.8%	50.8%
65歳以上(割合%)	22.4%	24.8%	26.1%	27.8%	30.5%	34.3%	36.2%	37.0%	37.1%	36.9%	37.0%
75歳以上(割合%)	9.7%	12.6%	15.9%	17.2%	17.5%	18.5%	20.6%	24.1%	25.5%	25.5%	24.5%
合計特殊出生率		1.62	1.60	1.61	1.61	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62
増減(5年計)		1,334	188	-657	-1,188	-1,567	-1,901	-2,121	-2,609	-3,069	-3,334
社会増減(5年計)		715	423	215	170	183	-45	-41	-70	-60	-69
自然増減(5年計)		619	-235	-872	-1,358	-1,750	-1,856	-2,080	-2,539	-3,009	-3,265

◆危機事象が発生した場合について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大下において、事業の実施が計画通りには進めることができない現状を踏まえ、今後、危機事象の影響による著しい状況変化が発生した場合の総合計画の考え方、また事業実施の方針等について、基本構想において明記します。

※以下、総合計画の冊子に掲載する文章になります。

<事業実施方針>

大規模災害や新感染症等の危機事象が発生した場合には、総合計画（基本構想・基本計画）のほか、各法定計画（地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画）等に基づき、応急対策から事後対策まで、危機対応の取り組みを進めていきます。

しかしながら、総合計画における基本計画は、平時を前提に施策の方向性を示しているものであり、危機事象の影響による著しい状況変化が発生した場合においても、一様に計画どおりに事業を推進していくものではありません。こうした場合においては、本計画における事業の一時停止、中止、または計画に記載のない事業の緊急的实施等、必要に応じて判断することとなりますが、基本構想に示す「まちの将来像」や「基本目標」の考え方から逸脱することなく、取り組みを進めていきます。

以上のことを踏まえながら、危機対応にあたっては、下記4つの取組を基本として進めていくこととします。

- ①市民の生命及び健康の保護
- ②市民の生活基盤の安定と心身のケア
- ③インフラ整備等、原状の回復
- ④市民経済の振興

<予算方針>

危機対応を迅速に実行するため、必要に応じて当該年度の当初予算の見直し、組み換えを検討します。

その際には、危機事象の影響により実施することができなくなった事業の予算だけでなく、事業の全部もしくは一部の見直し、または中止することができる事業がないか等を十分に精査し、組み換えが可能な予算は危機対応の取組に関する予算へのシフトを検討することとします。

<総合計画の見直し等>

危機対応の取組を優先的に進める中で、総合計画の進捗が滞った場合は、危機事象が終息した段階で、基本計画（主な取り組み・目標値・実施する主な事業）の見直しを行うとともに、危機事象の対応の中で、新たに必要性を認識した場合は、事業の追加等を行うこととします。

◆基本計画の構成について

1. 総合計画全体の構成

総合計画全体の構成(案)は、下記のとおり考えています。

うち、基本計画は色掛けしている部分「4.基本計画(4年間の取組内容)」にあたります。

構成		内容
1	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・策定の趣旨 ・市を取り巻く環境(時代の潮流) ・市が抱える課題の整理
2	基本構想 (12年間のビジョン)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成と期間 ・まちの将来像(キャッチコピー) ・基本目標と施策体系(政策・施策) ・まちづくりの進め方 ・危機事象が発生した場合
3	人口の将来展望 (12年間のビジョン)	<ul style="list-style-type: none"> ・人口ビジョン(人口の将来展望)
4	基本計画 (4年間の取組内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合戦略関連施策 ・SDGsの17の目標と施策の関係性 ・各施策の取組内容(施策の各論)
5	資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・人口ビジョン(人口推計等の基礎資料) ・財政見通し ・市民意識調査の結果と分析 ・策定経緯 等

2. 各項目について

(1) 総合戦略関連施策

総合戦略は、人口減少克服・地方創生を目的としているものであり、香芝市における総合計画の目指す目標と密接に関係していることから、第5次総合計画では、総合戦略を包含して策定します。

【記載方法】3～6ページ参照

- ①各施策の取組内容(施策の各論)に入る前に、総合戦略の目的、考え方等の説明ページ、及び総合戦略に係る基本目標とその目標達成に貢献する総合計画の主な取り組みとの関連表ページを挿入します。
- ②総合戦略において設定することが求められている数値目標及び重要業績評価指標(KPI)は、総合計画の成果(主な取り組みごとの指標)に準ずるものとします。

(2) SDGsの 17 の目標と施策の関係性

SDGsの考え方を導入し、経済や社会、環境に関わる諸課題の解決に統合的に取り組むことは持続可能な発展をもたらす、地方創生の推進にもつながると考えられることから、第 5 次香芝市総合計画は、SDGsの 17 の目標を推進する計画とします。

総合計画の中で、その姿勢を明確に分かりやすく伝えることで、市民、事業者をはじめとする様々なステークホルダーと協働で目標達成に向かっていきたいと考えています。

【記載方法】7～11ページ参照

①各施策の取組内容（施策の各論）に入る前に、SDGsの考え方等の説明ページ、及びSDGsの 17 の目標と総合計画の施策との関連表ページを挿入します。

②施策の各論ページに、該当するSDGsの 17 の目標アイコンとその説明を掲載します。

(3) 各施策の取組内容

⇒資料6

◆総合計画における総合戦略の考え方

Ⅰ. 第Ⅰ期総合戦略の検証

(1) 人口ビジョンの達成状況

目標		現状
①	2030年に合計特殊出生率2.1	2008年から2012年は1.57（以降は未確定）
②	人口の社会増を維持する	H30年度まで社会増を維持、R1年度は社会減
③	2060年に約85,000人	R02年79,137人の想定、R02年7月末で79,256人

(2) 基本目標の達成状況

目標	基準値 H27年度	目標値 R1年度	実績値 R1年度	達成 状況
【基本目標1】 香芝における安定した雇用を創出する				
市民意識調査による就労・雇用環境に関する不満の割合	12.2%	10.0%	13.4%	未達成
【基本目標2】 香芝への新しいひとの流れをつくる				
市民意識調査による市に愛着を感じる人の割合	67.1%	70.0%	75.6%	達成
【基本目標3】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				
0～4歳人口（10月1日時点）	3,959	3,700	3,605	未達成
【基本目標4】 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する				
市民アンケートによる定住意向	58.5%	60.0%	61.2%	達成

(3) 各施策の進捗状況、KPIの達成状況等（R1年度時点）

◎進捗状況

全事業数 74事業	未実施	遅れている	計画どおり	前倒し	完了
	1事業 (1.4%)	7事業 (9.5%)	64事業 (86.5%)	0事業 (0%)	2事業 (2.7%)

◎担当課評価

全事業数 74事業	A	B	C
	57事業 (77%)	15事業 (20.3%)	2事業 (2.7%)

◎進捗率

進捗状況が「計画どおり」「前倒し」「完了」または担当課評価「A」………59事業

◎KPIの達成率（R1年度）

KPI 34個	達成済み	達成見込みあり	達成見込みなし
	13個 (38.2%)	6個 (17.6%)	15個 (44.1%)

(4) 評価のまとめ

一部の分野において成果が見られるものの、KPI等の目標が未達成の分野も多く、また人口は減少傾向にあるとともに、少子高齢化が進展している状況。継続して事業を進めていく必要がある。

2. 第2期総合戦略 ※以下、総合計画の冊子に掲載する文章になります。

(1) 総合戦略の位置づけ

国では、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこととしたうえで、同年12月に、国全体の人口の将来像を示す「長期ビジョン」を策定するとともに、5年間の目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

そして令和元年12月、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、第1期の枠組を引き続き維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組む方針を示しました。地方においても「次期地方版総合戦略」を策定し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目なく取組を進めることを求めています。

本市においても、平成28年3月に「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し取組を進めてきており、令和2年度をもって計画期間が終了しますが、国のこうした方針を踏まえ、引き続き、総合戦略を策定し、取組を進めていきます。

(2) 総合計画との関係

総合戦略は、「人口減少克服・地方創生」を目的としているものであり、香芝市における総合計画の目指す目標と密接に関係していることから、第5次総合計画では、総合戦略を包含して策定します。

総合計画に示す施策・主な取り組みのうち、「人口減少克服・地方創生」の実現に特化したものを抽出して示すことをもって、総合戦略とします。

(3) 第2期総合戦略の方向性

国は、第2期総合戦略を第1期の総仕上げのステージと捉えており、第1期の成果と課題を踏まえ、政策体系を見直し、4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととしています。本市においても、第2期総合戦略は第1期の方針を踏襲しつつ、国の第2期総合戦略に掲げられた基本目標に対応する形で基本目標を設定し、施策を推進します。

◎基本目標

4つの基本目標	①稼ぐ地域をつくとともに、安定した雇用を創出する
	②香芝とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくる
	③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
	④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる

横断的な目標として「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」を4つの基本目標にそれぞれ組み込んで一体的に推進していきます。

◎基本目標に基づく施策の展開

→別紙マトリックスの挿入

総合計画・総合戦略の対応表

総合戦略の政策・施策		総合戦略の基本目標		① 稼ぐ地域をつくるとともに、 安定した雇用を創出する	② 香芝とのつながりを築き、 香芝への新しいひとの 流れをつくる	③ 結婚・出産・子育ての 希望をかなえる	④ ひとが集う、安心して 暮らすことができる 魅力的な香芝をつくる
01	未来を創造する 子どもたちのために。 (子育て・教育)	01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援			●	
		02	子育て支援の充実			●	
		03	就学前教育・保育の充実			●	
		04	学校教育の充実			●	
		05	家庭・地域・学校の連携			●	
02	健康で自分らしく 過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06	地域福祉の推進				●
		07	医療提供体制の充実				●
		08	健康づくりの推進				●
		09	高齢者福祉の充実				●
		10	障がい者福祉の充実			●	●
		11	生活困窮者支援の充実			●	●
03	誰もが等しく、 生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12	人権・多様性の尊重	●	●	●	●
		13	地域コミュニティの醸成・活性化				●
		14	文化芸術の振興・多文化共生		●		●
		15	生涯学習とスポーツ活動の充実				●
		16	歴史文化財の保存と継承・展開		●		●
04	まちの活力と魅力の 向上のために。 (産業・観光)	17	商工業の振興	●	●		
		18	農業の振興	●	●		●
		19	観光の振興	●	●		
05	まちと人の安全・安心 のために。 (安全・安心)	20	災害対策の強化				●
		21	生活安全対策の強化				●
		22	交通安全対策の強化				●
06	自然と調和した 快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23	環境問題への取り組み強化				●
		24	自然環境・景観の保全				●
		25	良好な市街地・持続可能な公共 交通ネットワークの形成		●		●
		26	生活基盤・地域拠点の整備・機能 充実		●		●
		27	道路整備の充実				●
		28	上水道の基盤強化				●
		29	下水道の整備				●
07	スマートでスリムな 行政運営の確立のために。 (行政経営)	30	行財政運営の最適化				●
		31	歳入の確保と財源の創出		●		
		32	情報とICTの利活用		●		
		33	行政組織の活性化・組織力の強 化				

総合計画・総合戦略の対応表(詳細)

◆基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安定した雇用を創出する

総合計画における施策	主な取り組み	実施する主な事業	該当ページ
12 人権・多様性の尊重	② 男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	
17 商工業の振興	① 企業の活性化	企業支援事業	
	② 創業の促進	創業促進事業	
18 農業の振興	① 農業体制の整備および市内農作物の魅力創造	地産地消推進事業	
19 観光の振興	① 観光情報の発信	観光イベント実施事業	
	② 観光資源の魅力向上	観光資源魅力向上事業	

◆基本目標2 香芝とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくる

総合計画における施策	主な取り組み	実施する主な事業	該当ページ
12 人権・多様性の尊重	② 男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	
14 文化芸術の振興・多文化共生	① 文化の発信・創造・交流の支援	文化施設管理・運営事業、地域交流センター管理・運営事業	
	② 多文化理解と国際交流の推進	文化・国際交流活動事業	
16 歴史文化財の保存と継承・展開	① 二上山博物館機能の充実	博物館活性化事業	
	② 文化財の保護・啓発	文化財の保護啓発事業	
17 商工業の振興	① 企業の活性化	企業支援事業	
	② 創業の促進	創業促進事業	
18 農業の振興	① 農業体制の整備および市内農作物の魅力創造	地産地消推進事業	
19 観光の振興	① 観光情報の発信	観光イベント実施事業	
	② 観光資源の魅力向上	観光資源魅力向上事業	
25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成	② 良好な市街地の形成	空家等対策関係事業	
26 生活基盤・地域拠点の整備・機能充実	① 公園整備の推進	香芝市スポーツ公園整備事業、香芝総合公園整備事業	
	③ 地域拠点としての駅周辺整備	駅周辺整備事業	
31 歳入の確保と財源の創出	③ 自主財源の確保	ふるさと寄附金事業	
32 情報とICTの利活用	① 市政情報の提供と広報力の強化	広報及び報道機関連携事業	

◆基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

総合計画における施策	主な取り組み	実施する主な事業	該当ページ
01 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援	① 妊産婦の健康づくりの推進	妊娠出産包括支援事業	
	② 乳幼児の健康づくりの推進	乳幼児健診事業、乳幼児相談及び教室事業、こんにちは赤ちゃん事業	
02 子育て支援の充実	① 子育て家庭への支援	地域子育て支援拠点事業、ひとり親家庭相談・支援事業	
	② 児童虐待防止の推進	家庭児童相談・支援事業	
03 就学前教育・保育の充実	① 就学前教育・保育の推進	保育所・幼稚園・認定こども園運営事業、特別保育等補助事業	
	② 就学前教育・保育環境の整備	幼稚園・保育所・認定こども園施設整備事業	
04 学校教育の充実	① 学びの推進・支援	学びの推進事業、教育支援事業	
	② 安心して学べる教育環境の整備	小学校施設維持管理事業、中学校施設維持管理事業	
05 家庭・地域・学校の連携	① 地域ぐるみの子ども支援	学校・地域パートナーシップ事業、学童保育運営事業、学童保育所施設維持管理事業	
	② 青少年の健やかな育成	青少年体験交流事業、青少年健全育成事業	
10 障がい者福祉の充実	① 障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり	日常生活支援事業	
	② 障がい者の社会参加の促進	社会生活支援事業	
11 生活困窮者支援の充実	① 生活困窮者への相談支援・就労支援の充実	自立支援促進事業	
12 人権・多様性の尊重	② 男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	

◆基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる

総合計画における施策	主な取り組み	実施する主な事業	該当ページ
6 地域福祉の推進	① 総合的な福祉サービスの提供	総合福祉センター管理運営事業	
	② 地域で支え合う仕組みづくり	地域福祉推進事業	
7 医療提供体制の充実	① 地域医療体制の充実	夜間休日応急体制充実事業	
	② 感染症対策の推進	予防接種事業、医療体制充実事業	
8 健康づくりの推進	① 健康的な生活習慣の推進	がん検診事業、健康づくりに関する教育、医療費適正化事業	
	② 心の健康づくりの推進	精神保健事業、子ども・若者相談支援事業	
	③ 望ましい食生活の定着推進	食育推進事業	
9 高齢者福祉の充実	① 自立支援・介護予防・重度化防止の推進	介護予防・日常生活支援総合事業	
	② 日常生活を支援する体制の整備	高齢者のための支援体制整備事業	
10 障がい者福祉の充実	① 障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり	日常生活支援事業	
	② 障がい者の社会参加の促進	社会生活支援事業	
11 生活困窮者支援の充実	① 生活困窮者への相談支援・就労支援の充実	自立支援促進事業	
12 人権・多様性の尊重	② 男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	
13 地域コミュニティの醸成・活性化	① 自治会活動の支援	自治会活動支援事業	
	② 市民公益活動団体の支援	市民公益活動団体支援事業	
14 文化芸術の振興・多文化共生	① 文化の発信・創造・交流の支援	文化施設管理・運営事業、地域交流センター管理・運営事業	
	② 多文化理解と国際交流の推進	文化・国際交流活動事業	
15 生涯学習とスポーツ活動の充実	① 生涯学習機会の充実	生涯学習機会提供事業	
	② スポーツ活動の充実	スポーツ活動支援事業	
	③ 図書館機能の充実	資料情報提供事業、読書普及活動事業	
16 歴史文化財の保存と継承・展開	① 二上山博物館機能の充実	博物館活性化事業	
	② 文化財の保護・啓発	文化財の保護啓発事業	
18 農業の振興	① 農業体制の整備および市内農作物の魅力創造	農産物鳥獣被害防止事業、地産地消推進事業	
20 災害対策の強化	① 災害時緊急体制の確立	地域防災対策計画関連事業、防災用品等備蓄事業	
	② 防災・減災対策の強化	住宅耐震化啓発支援事業、浸水対策事業、大和川流域総合治水対策事業	
	③ 消防団体制の充実	消防団活性化事業	
	④ 自主防災力の向上	防災意識啓発事業	
21 生活安全対策の強化	① 防犯意識の向上	防犯意識啓発事業	
	② 消費者保護の推進	消費生活安全事業	
22 交通安全対策の強化	① 交通安全対策の推進	交通安全対策啓発事業、駅前自転車等駐輪場管理事業、放置自転車対策推進事業	
	② 交通安全施設の整備	交通安全施設整備事業	
23 環境問題への取り組み強化	② 環境保全対策の推進	生活環境保全事業、不法投棄防止啓発事業	
24 自然環境・景観の保全	① 美しい自然環境・景観の保全	街路美化推進事業、都市公園維持管理補修事業、河川維持管理事業	
25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成	① 持続可能な地域公共交通の確立	地域公共交通事業	
	② 良好な市街地の形成	空家等対策関係事業	
26 生活基盤・地域拠点の整備・機能充実	① 公園整備の推進	香芝市スポーツ公園整備事業、香芝総合公園整備事業、街区公園・親水緑地整備事業	
	② バリアフリー化の推進	バリアフリー推進事業、歩道等バリアフリー事業、既存道路バリアフリー化事業	
	③ 地域拠点としての駅周辺整備	駅周辺整備事業	
27 道路整備の充実	① 幹線道路の整備	主要幹線道路整備事業	
	② 生活道路等の安全性の確保	道路維持管理補修事業、橋梁点検及び長寿命化修繕事業、道路新設改良事業	
28 上水道の基盤強化	① 安心、安全、安定した水道の供給	水道施設更新事業	
29 下水道の整備	① 下水道の整備・更新	公共下水道管渠整改築事業	
	② 水洗化の促進	水洗化促進事業	
	③ 持続的な下水道機能の確保	下水道維持管理事業	
30 行財政運営の最適化	③ 公有財産の維持管理及び活用	公有財産維持管理事業	

◆総合計画における SDGs の考え方

1. SDGs とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」を合言葉に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030 年を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されます。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

2. SDGs に関する国の動きと自治体行政の果たしうる役割



2016 年 5 月に日本政府は、「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を設置し、同年 12 月には「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を決定しました。その中で、国として注力すべき 8 つの優先課題を掲げるとともに、SDGs の推進にあたって自治体の役割が重要だと指摘しています。

そして 2017 年には、地方での SDGs の推進が地方創生に資するとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に SDGs の推進が組み込まれました。

<SDGs の 17 の目標と自治体行政の関係>

国際的な地方自治体の連合組織である UCLG では、SDGs の 17 のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を示しており、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構は下表のとおり整理しています。

SDGs の 17 の目標や 169 のターゲットは、グローバルな視点で国家として取り組むべきものが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、本市の実情に合わせて落とし込む必要があります。

ゴール	ゴールの説明・自治体の果たしうる役割
	<p>【目標 1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【目標 2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>

 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	<p>【目標 3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>【目標 4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<p>【目標 5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワメント）行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>【目標 6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>【目標 7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>【目標 8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	<p>【目標 9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>【目標 11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>

	<p>【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

<8 つの優先課題>

- ①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ②健康・長寿の達成
- ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs 実施推進の体制と手段

(SDGs 推進本部：SDGs アクションプラン 2020 より)

3. 香芝市における SDGs

第5次香芝市総合計画で取り組む方向性は、SDGs のめざす 17 の目標と、そのめざすべき方向性は一致しています。

そのため、総合計画の各施策分野に、総合戦略の考え方に合わせて SDGs の目指す 17 のゴールを関連付けて推進することで、本市自身の目標達成を目指すとともに、世界各国で取り組まれている活動の目標達成に貢献します。

<第5次香芝市総合計画における 33 の施策と SDGs の 17 の目標の関係>

→別紙マトリックスの挿入

SDGsの17の目標と総合計画の関係性

33施策×SDGsの17の目標		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	
01 未来を創造する子どもたちのために。 (子育て・教育)	01 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援			●								●					●		
	02 子育て支援の充実	●			●	●						●						●	
	03 就学前教育・保育の充実		●		●	●			●									●	
	04 学校教育の充実		●	●	●	●												●	
	05 家庭・地域・学校の連携				●	●			●									●	
02 健康で自分らしく過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06 地域福祉の推進			●								●					●		
	07 医療提供体制の充実			●								●					●		
	08 健康づくりの推進		●	●														●	
	09 高齢者福祉の充実			●	●	●			●		●	●						●	
	10 障がい者福祉の充実			●	●				●		●							●	
11 生活困窮者支援の充実	●	●	●	●				●									●		
03 誰もが等しく、生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12 人権・多様性の尊重				●	●			●		●							●	
	13 地域コミュニティの醸成・活性化											●							●
	14 文化芸術の振興・多文化共生				●						●								●
	15 生涯学習とスポーツ活動の充実				●						●								
	16 歴史文化財の保存と継承・展開				●								●						
04 まちの活力と魅力の向上のために。 (産業・観光)	17 商工業の振興								●	●			●						
	18 農業の振興		●				●		●	●		●	●			●			
	19 観光の振興								●	●			●						
05 まちと人の安全・安心のために。 (安全・安心)	20 災害対策の強化		●	●					●			●		●					
	21 生活安全対策の強化																	●	
	22 交通安全対策の強化			●								●							
06 自然と調和した快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23 環境問題への取り組み強化							●	●			●	●	●	●	●			
	24 自然環境・景観の保全						●					●		●			●		
	25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成										●		●						
	26 生活基盤・地域拠点の整備・機能充実			●							●	●	●	●	●	●			
	27 道路整備の充実			●							●		●		●				
	28 上水道の基盤強化						●	●				●							
	29 下水道の整備						●								●				
07 スマートでスリムな行政運営の確立のために。 (行政経営)	30 行財政運営の最適化										●								
	31 歳入の確保と財源の創出	●		●							●		●					●	
	32 情報とICTの利活用									●							●	●	
	33 行政組織の活性化・組織力の強化					●			●								●		

施策の掲載イメージ

<現状と課題>

施策を進めていくうえで、踏まえておくべき状況を整理する項目。
 施策に関連する社会動向は何か、活用できる資源にはどのようなものがあるか、また、
 施策に関連する香芝市の現状はどうか、課題は何かなど、今言える客観的事実を記載。
 ※第4次計画での「現状と課題」にあたります。

<施策の主な取り組み（基本事務事業）>

12年後のめざす姿の実現に向けて、何に取り組むのかを3つ程度に区分けし、その「名称」と「内容」を記載。
 ※内容は、第4次計画での「基本方針」にあたります。

<めざす姿>

施策を推進することによって、第5次計画の終了時点である12年後（令和14年度）に、市民の生活やまちの状態がどのようになっていることをめざすのかを記載。
 各施策でめざすべき着地点を明確にします。
 ※第5次から新たに追加した項目。

政策1 未来を創造する子どもたちのために。（子育て・教育）

施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援

現状と課題

○妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目ない支援について、子育て家庭の不安を和らげるため、令和元年度に設置した子育て世代包括支援センターを中心とし、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組んでいます。

○.....

○.....

○.....

めざす姿

SDGs 該当分野

ゴール3

ゴール11

ゴール16

生活の中でみんなができること

市民ができること
地域団体ができること
事業者ができること

<SDGs 該当分野>

17のSDGs目標のうち、施策に関連するものを記載。
 SDGsの17の目標が達成しようとしている「経済・社会・環境の好循環が実現した持続可能な社会」の実現に向けた取り組みに呼应し、香芝市でもその考え方を総合計画に取り入れます。
 ※第5次から新たに追加した項目。

<生活の中でみんなができること>

施策の取り組みにおいて、日々の生活の中で市民・団体・事業者ができることを記載。
 ※第4次計画での「市民一人ひとりができること」にあたります。

■ 施策の主な取り組み

① 妊産婦の健康づくりの推進

安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援を行います。併せて、不妊・不育症に悩む家族への支援を行います。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向
				R6	R10	R14	
香芝市で今後子育てしていきたい人の割合	%	4か月児健診時のアンケート（健やか親子21 奈良県統一アンケート）設問17 この地域で、今後も子育てしていきたいですかに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合	97	100	100	100	↑
.....
.....

■ 実施する主な事業

妊娠出産包括支援事業	妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う。
------------	--

②.....

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向
				R6	R10	R14	
.....
.....

■ 実施する主な事業

.....
-------	-------

<指標名>

主な取り組みの目的の達成具合を推し量るための指標を記載。
 施策としての目標を明確にすることで、各事業間で目標を共有し効率よくゴールを目指すとともに、現状を把握するバロメータとして着実な成果につなげます。
 また、目標を可視化することで、職員で目標を共有し、効率よくゴールを目指すための役割を持たせます。
 ※第4次計画では施策全体の目標として「めざそう値」を設定。第5次では主な取り組みごとに設定。

<実施する主な事業>

主な取り組みに紐づく事業の「事業名」と「概要」を記載。

※その他、関連する部門計画、連携する他の施策の記載予定

今後の施策の方針（概要一覧）

◆政策1 未来を創造する子どもたちのために。（子育て・教育）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
01	妊娠前から乳幼児期の切れ目ない支援	①	妊産婦の健康づくりの推進	母子の健康管理支援を実施することで、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。また、不妊・不育症に悩む家族への支援を行います。	プレママ教室(母親教室)参加満足度	%	98.5	95	95	95	→	妊娠出産包括支援事業	妊娠・子育て・育児に関する各種相談・訪問・教室等を実施します。また、全妊婦に対して支援計画を作成するほか、特に支援を必要とされる妊婦の方には電話支援や個別訪問等の継続的な支援を行います。	◎市民ができること ・妊婦だけでなく、パートナー及びその他家族も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、自ら知識を深める。 ・自身で、健康診査の定期受診等、母子の健康管理を行う。 ・子育てに関するサークル・教室等に積極的に参加する。 ・妊娠婦やその家族に対する理解を深め、見守り、手助けを行う。 ◎地域団体ができること ・妊娠婦及び乳幼児期の親子の居場所づくりを行う。 ◎事業者ができること ・子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力的体制づくりに取り組む。
					香芝市で今後子育てしていきたい人の割合	%	97	95	95	95	→			
		②	乳幼児の健康づくりの推進	家庭訪問、乳幼児健診等を実施し、乳幼児にかかる母子の健康づくりを推進します。また、この機会をとらえて、子育て不安の解消、養育支援、病気や虐待の未然防止、早期発見に努めます。	乳幼児健診受診率	%	97.7	98.2	98.4	98.6	↑	乳幼児健診事業	乳幼児の節目の年齢（4か月・1歳6か月・3歳6か月）において健診を実施し、成長・発達の確認を行います。	
					こんにちは赤ちゃん訪問率	%	86.7	97.2	97.4	97.6	↑	乳幼児相談及び教室事業 こんにちは赤ちゃん事業	乳幼児期の相談のほか、歯びか教室、離乳食教室、子育て交流会等を行います。 生後4か月までの全ての家庭を助産師等が訪問します。特に支援を必要とされる母子には、養育支援のために継続して訪問します。	
02	子育て支援の充実	①	子育て家庭への支援	子育てに関する経済的・精神的な負担や不安を軽減するために、子育て支援拠点の機能の充実、子育て相談、相互協力の仕組みづくり、情報提供、助言等さまざまな取り組みを推進し、一人ひとりのニーズに合ったサービスにつなげます。	親子行事を利用する親子数	数	113	150	160	170	→	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者がつどえる場を確保するとともに、育児コーディネーターが巡回し、子育て相談等を行います。また、4か月児への絵本配布（ブックスタート）、相互協力の仕組みづくり（ファミリーサポート）等を行います。	◎市民ができること ・子どもと一緒にサークル・教室等に積極的に参加する。 ・男性も育児に積極的に参加する。 ・子どもの見守り活動に積極的に参加する。 ・子育てに困っている人がいたら、交流の場や相談窓口等を紹介する。 ・児童虐待（疑い含む）を発見したときは、速やかに子ども家庭相談センター等に通告する。 ◎地域団体ができること ・子どもたちに声掛けする等、地域で子どもを見守る環境づくりを行う。 ・子育てサークルの活動を活性化させる等、地域で子育て・子育てできる場を提供する。 ◎事業者ができること ・子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取り組みに積極的に協力する。 ・子育てを支援する労働環境・協力的体制づくりに取り組む。
					自立支援プログラム策定後の就労率	%	0	100	100	100	↑	ひとり親家庭相談・支援事業	相談窓口を設置し、助言・支援を行うほか、教育訓練講座の受講及び、資格取得の促進等のための補助を行います。また、自立支援プログラム策定を行い、ハローワークと連携し、就労までをサポートします。	
					地域子育て支援拠点の設置	所	4	4	4	4	→			
		②	地域ぐるみの子育て支援 (子育て家庭への支援に統合)	市民による子育ての相互援助活動を目的とするファミリーサポートセンター事業の充実を図り、地域と連携できる交流の場の提供を行います。	ファミリーサポートセンター養成講座の開催	回	1	2	2	2	↑			
					実務者会議の開催	回	4	16	16	16	→	家庭児童相談・支援事業	関係機関連携のもと、支援検討会議等を実施。対象児童の支援プランを作成し、継続した訪問等の支援を行う。	
				②	児童虐待防止の推進	香芝市要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。また、相談窓口について広く周知し、地域全体で児童虐待を見逃さない取り組みを進めます。	児童虐待終結率	%	61	70	80	90	→	
03	就学前教育・保育の充実	①	就学前教育・保育の推進	幼稚園・保育所・認定こども園が連携し、健やかな育ちを保障する質の高い教育・保育を行うとともに、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実を図ります。また、今後の子ども人口の推移に合わせた効果的・効率的な運営を推進します。	保育所等の待機児童数	人	0	0	0	0	→	保育所・幼稚園・認定こども園運営事業	子どもたちが安全で快適に過ごせるよう運営し、延長保育や預かり保育などの保育サービスを実施します。また、小規模保育施設の新設や公立幼稚園の認定こども園化により保育利用率を増やすほか、公立幼稚園の3年保育を開始するよう進めます。	◎市民ができること ・ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の両立）を意識し、家族で協力し合って子育て・教育環境を整える。 ・経験や能力を活かし、教育・保育行政等に関わる。 ・ボランティア活動等に積極的に参加し、子育てを支援する。 ◎地域団体ができること ・地域と幼稚園・保育所・認定こども園との交流の機会を持つなど、地域で子どもを見守る環境づくりを行う。 ◎事業者ができること ・子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取り組みに積極的に協力する。 ・子育てを支援する労働環境・協力的体制づくりに取り組む。 ・多様化する保護者のニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努める。[保育サービス事業者]
					子ども・子育て支援の実施事業数 保育サービスの実施数	事業	46	49	51	51	↑	特別保育等補助事業	民間保育施設が行う園の整備や延長保育・一時預かり・病児保育など多様な保育サービスに対して補助を行います。	
					認定こども園の設置数	施設	2	11	12	13	↑			
		②	就学前教育・保育環境の整備	子どもたちが安全・安心、快適に過ごせるよう、施設の老朽化対策として長寿命化に取り組むほか、時代のニーズに応じて施設全般の環境向上や機能の維持・向上を図ります。	幼稚園・保育所施設の長寿命化	棟	0	3	5	5	↑	幼稚園・保育所・認定こども園施設整備事業	今後の子ども人口の推移に合わせた施設の再編も含め効率的且つ効果的な施設の整備を行う。	

今後の施策の方針（概要一覧）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること		
								R6	R10	R14						
04	学校教育の充実	①	学びの推進・支援	一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことで、学ぶ意欲と確かな学力を身に付け、未来を担う子どもたちを育成します。	教職員研修による資質能力の向上	指数	—	60	70	80	↗	学びの推進事業	知・徳・体のバランスの取れた教育内容（読書活動、外国語教育やICT教育、道徳教育、体力向上等）の充実を図り、学ぶ楽しさと分かる喜びが実感できる授業の創造に向けて、教職員の資質向上を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・学校行事等に参加し、自分の子以外の子どもたちとも積極的に関わりを持つ。 ・学校運営に対して理解し、協力する。 ・経験や能力を活かし、教育行政に関わる。 ・学校活動やボランティア活動等に積極的に参加する。 ・学校施設を大切に使用する。 ◎地域団体ができること ・学校教育に対する理解を深め、各種団体や市と連携し、地域で子どもたちの学びと成長を見守る環境づくりを行う。 ◎事業者ができること ・学校教育に対する理解を深め、多様な学びの場の創出、社会見学、就労体験の機会の提供等、行政と連携を図る。 		
					スタールカウンセラーによる教育相談	件	—	700	750	800	↗	教育支援事業	一人ひとりに応じた学習環境（特別支援教育・教育相談）を整備します。また、福祉等の関係機関と連携して、いじめの防止や不登校児童生徒の支援に取り組むなど、きめ細かな教育を進めます。			
					学校に行くのが楽しい子どもの割合【小中を合算した割合】	%	84	86	88	90	↗					
					勉強が好きな子どもの割合【小中の国算を合算した割合】	%	62	64	66	68	↗					
					学力学習状況調査の平均正答率【全国学力学習状況調査の小中の国算数の正答率】	%	65	67	69	71	↗					
04		②	安心して学べる教育環境の整備	児童生徒が安全で快適に学校生活を送れるよう、学校施設の老朽化対策として長寿命に取り組むほか、施設全般の環境向上や機能の維持・向上を図ります。	学校トイレの洋式化	校	0	7	12	14	↗	小学校施設維持管理事業	今後の子どもの人数の推移に合わせた効率的且つ効果的な施設の再編や施設の整備を行う。また、並行してトイレの洋式化を進める。			
					学校施設の長寿命化	棟	0	0	10	19	↗	中学校施設維持管理事業	今後の子どもの人数の推移に合わせた効率的且つ効果的な施設の再編や施設の整備を行う。また、並行してトイレの洋式化を進める。			
05	家庭・地域・学校の連携	①	子どもの居場所→交流の場の整備 地域ぐるみの子ども支援	経験や専門性をもった地域の人材の参画を進め、家庭と地域と学校が効果的に連携を取り合い、地域ぐるみの教育力向上に取り組めます。また、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるような居場所づくりを行います。	放課後子ども教室参加児童数	人	131	200	200	200	↗	学校・地域パートナーシップ事業	既存の地域力を集約し、学校支援につなげる人材としてコーディネーターを配置し、地域ぐるみの学校づくりを行います。また、児童の体験・交流活動を行う放課後子ども教室や、生徒の通常学習の補完的な役割としての学習支援等を行う地域みらい塾を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・子どもの時間を大切にし、子育てを楽しむ。 ・子ども同士、保護者同士等の交流の場に積極的に参加する。 ・経験・知識・技術等を生かして、活動に参加、協力する。 ・ながら見守り、登下校の見守りボランティア等、常に子どもの見守りを心がける。 ◎地域団体ができること ・見回りを実施する等、地域で子どもたちを見守り育てていく環境づくりに取り組む。 ・子ども同士、保護者同士の交流の場づくりに取り組む。 ◎事業者ができること ・子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取り組みに積極的に協力する。 		
					学童保育所の待機児童数	人	9	0	0	0	↓	学童保育運営事業	公立学童保育所で安定した保育を提供できるよう、運営を行う指定管理者と連携します。また、保育ニーズに合わせて、小学校の余裕教室等を活用した入所定員枠の拡充を図ります。			
					学童保育所施設維持管理事業							学童保育所施設維持管理事業	公立学童保育所に関しては、今後の児童数の増減、多様化するニーズに対応した施設の整備及び維持・管理を行う。			
					地域の教育力の向上 (地域ぐるみの子ども支援に統合)	多様な経験や専門性を持った人材発掘、意識高揚を図るなど、家庭と地域と学校が、効果的に連携をとりあい、地域ぐるみで地域の教育力の向上に取り組めます。	学校ボランティア登録者数	人	455	500	500	500	↗			
					子ども・若者の健やかな育成 青少年の健やかな育成	青少年同士や家庭、地域との触れ合い、また自然や社会を体験する機会を提供し、の社会性の萌芽や新たな気付き、地域の魅力発見等のきっかけづくり、また地域・家庭・学校・行政等が連携して青少年の健全育成に資する環境づくりを進めます。	青少年体験交流事業参加者数	人	2390	2500	2500	2500	→		青少年体験交流事業	子どもフェスティバルのほか、自然体験・生活体験など年間を通じて各種イベント・講座等を開催します。
				青少年健全育成事業参加割合	%	83.8	84	85	86	↗	青少年健全育成事業	下校巡視や市内一斉巡視、店舗等の立ち入り調査を行い、非行の早期発見や犯罪に関わることを未然に防ぐとともに、「少年の主張」作文コンクールの開催や様々な媒体を使った広報啓発活動を実施します。				

今後の施策の方針（概要一覧）

◆政策2 健康で自分らしく過ごせる毎日のために。（健康・福祉）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
06	地域福祉の推進	①	総合的な福祉サービスの提供	市民が必要な情報を取得することができ、また市民が安心して福祉サービスを利用することができるように香芝市総合福祉センターを福祉サービスの総合的な拠点として維持・運営します。	総合福祉センター貸室の利用率	%	—	40	50	60	↑	総合福祉センター管理運営事業	総合福祉センター施設の維持管理、貸室（全8室）の利活用の促進、かしば・屯鶴峯温泉の運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・普段からあいさつや声を掛け合うなど、近隣のつながりを大切にします。 ・支援が必要な人がいるときは、積極的に見守りや助け合いを行う。 ・ボランティア活動や地域福祉活動に参加する。 ◎地域団体ができること ・地域住民と社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、自助・共助・公助が有機的に組み合わされた地域福祉活動の推進に取り組む。 ・高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。 ◎事業者ができること ・地域住民と社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、自助・共助・公助が有機的に組み合わされた地域福祉活動の推進に取り組む。 ・高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。 ・ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティア活動の充実を図る。
					かしば・屯鶴峯温泉の利用者数	人	82,761	82,800	82,800	82,800	↑			
		②	地域で支え合う仕組みづくり	地域住民の交流を促進するとともに、地域福祉を担う団体等を支援することで、地域の多様な主体により生活課題・福祉課題が解決される仕組みづくりを進めます。	地域福祉計画目標達成率	%	70	80	85	90	↑	地域福祉推進事業	市内各地域へのふれあいいきいきサロン等活動組織の設置、ボランティア活動の推進及び民生児童委員や保護司等の支援を行う。また各関係団体、組織間の連携を図る。	
					小地域福祉活動実施地域	地域	32	37	42	47	↑			
07	医療提供体制の充実	①	地域医療体制の充実	市民が必要な時に適切な医療を受けることができるよう、在宅医療の推進、救急医療体制の確保、市医師会・県・近隣市町村等との連携強化を進めます。また、市民への周知・啓発を図ります。	二次救急の応需率	%	76.5	80	82	84	↑	夜間休日応急体制充実事業	葛城地区3市1町（大和高田市、葛城市、香芝市、広陵町）と病院で連携し、休日・夜間の二次救急輪番体制・葛城地区休日診療所を実施する。また、救急医療の仕組みやかかりつけ医等に関する広報啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・かかりつけ医を持ち、気になることは相談する。 ・医療機関での適正な受診を心がける。 ・自分の連絡先や血液型、既往症等を記したメモを持つようにする。 ・AED等に関する講習会に参加し、正しい知識を習得する。 ・感染症についての正しい知識の習得と実践に取り組む。 ◎地域団体ができること ・地域の状況に応じ、緊急時の対応など共助の環境づくりに努めます。 ・AED等に関する講習会に参加し、正しい知識を習得する。 ・感染症についての正しい知識の習得と実践に取り組む。 ◎事業者ができること ・医療機関や介護事業所等が連携し、在宅医療の提供体制を構築する。 ・市と連携協力し、市民の健康づくりの機会を提供する。
					子ども救急電話相談（#8000）の認知度	%	92.8	90	90	90	⇒			
		②	感染症予防対策の推進	感染症の拡大防止と重症化予防のため、各種予防接種の受診の徹底を図ります。また、非常時を想定し、市医師会・保健所等の関係機関との連携強化を図るとともに、市民に対して社会情勢や環境変化を捉えた啓発を実施します。	MR（麻疹風疹）の接種率	%	91	93	95	97	↑	予防接種事業	予防接種法に基づく定期予防接種（一部、公費負担あり）の実施、未接種者に対する勧奨を行う。また平時から、広報紙等を活用した感染症に関する注意喚起を行う。	
													医療体制充実事業	
08	健康づくりの推進	①	健康的な生活習慣の推進	病気の予防、早期発見・早期治療に取り組む等、市民一人ひとりが「自らの健康は自らで守る。」という意識を持ち、主体的な健康づくりを進めるために、各種健（検）診・教室・相談・啓発活動の充実を図ります。	5大がん検診受診者数	人	5,446	5,700	5,900	6,100	↑	がん検診事業	定期的にかん検診を受けられるようがん検診の費用補助や啓発を行い、がんの早期発見に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・自分の健康に関心を持ち、楽しく自分に合った健康づくりを実践する。 ・適度な運動を習慣化するとともに、バランスの取れた食事をし、規則正しい生活を送る。 ・病気の早期発見・早期治療のため、定期的に健康診断を受診します。 ・一人ひとりが、望まない受動喫煙を防ぐ視点をもち、心の健康を意識して、ストレスを溜めないようにする。 ・一人ひとりが、悩んでいる人に気付き、声を掛け、見守り、必要なときには相談窓口を紹介する。 ◎地域団体ができること ・地域において、住民相互の交流を図りながら、楽しく健康づくりが行える活動を展開する。 ◎事業者ができること ・従業員に対して、健康診断の受診勧奨を行う。 ・受動喫煙対策を講じる。 ・生活習慣病の重症化予防に向け、市と連携して情報提供や相談支援を行う。【健診等実施機関】
					特定健康診査受診率	%	34.2	60	60	60	↑	健康づくりに関する教育	健康づくり教室、講演会、健康相談等を実施。また、健康ボランティアを育成し、地域で健康づくりのための体操や知識の普及活動等を行う取り組みを進める。	
													医療費適正化事業	
		②	心の健康づくりの推進	生きづらさを感じているか等に対して、心の健康相談や臨床心理士によるカウンセリング、発達相談ができる環境を整えることにより、自殺予防対策やメンタルヘルズ支援を行い、精神的に安定した生活ができるよう支援します。	自殺死亡率の減少	—	17	14.2	12.5	10.9	↓	精神保健事業	臨床心理士によるカウンセリング、心理検査等を受けることのできる専用窓口を設けます。また、心の健康に関する講演会の開催、ゲートキーパーの育成を行います。	
					子ども・若者相談件数	人	49	120	130	140	↑	子ども・若者相談支援事業	15歳からおおむね39歳までを対象に、相談窓口を設け、支援します。	
		③	望ましい食生活の定着推進	食生活と栄養についての知識の普及を進め、健全な食生活を実践できる習慣を身に付けることができるようにします。また、学校給食への地元食材の使用、気軽な料理教室等を通じて、子どものころから「食」について考える環境づくりを進めます。	食に関する教室の参加率	%	57	65	70	75	↑	食育推進事業	離乳食教室、乳幼児栄養相談等の各種教室及び栄養指導の実施、食生活等に関する講演会の開催を行う。また、夏休みを利用して子ども向けの料理教室等を開催する。	

今後の施策の方針（概要一覧）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること		
								R6	R10	R14						
09	高齢者福祉の充実	①	自立支援・介護予防・重度化防止の推進	高齢者が生き生きと自立した生活が送れるよう地域のニーズや課題、社会資源を把握し、地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。	地域活動による『通いの場』の数	箇所	15	42	47	51	↑	介護予防・日常生活支援総合事業	生活支援のサービス提供主体を、事業所等専門職が行うものに加え、地域住民等や企業等、多様な主体のサービスを選択することができるよう支援します。また、運動・栄養・口腔機能指導の実施に加え、住民主体による集いの場の創出、介護予防リーダーの育成等を進めます。	◎市民ができること ・介護予防教室に参加するなど、自らの介護予防に努める。 ・無理のない範囲で歩くことを心がける。 ・地域サロンやふたかみクラブの活動に積極的に参加するなど、地域や社会とのつながりを持つようにする。 ・趣味や生きがいを通じ、仲間づくりをする。 ・認知症について理解を深め、本人や家族の不安や苦悩を感じとり、温かく支え・見守る。 ◎地域団体ができること ・地域内で高齢者が気軽に集える場を作る。 ・高齢者の見守り活動を行うなど、地域で助け合える環境づくりに努める。 ・認知症などに対するサポートの必要性についての理解促進に努める。 ◎事業者ができること ・高齢者の見守り活動を行う。 ・高齢者の雇用を積極的に行う。 ・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等に参加し、高齢者を支援する地域のネットワークづくりに寄与し、医療・介護等の関係機関が連携してサービス提供できる体制を推進する。【医療・介護等の実務者】 ・利用者に適したサービスを提供するよう、介護サービスの質の向上に努める。【介護サービス提供事業者】		
					地域で孤立せず生活できている高齢者率	%	89.1	89	89	89	→	高齢者のための支援体制整備事業	地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者の総合相談窓口の充実及び高齢者の権利を守ります。また、認知症等により支援が必要になっても、地域のつながりの中で安心して暮らすことができるよう、地域の支え合いや多様な生活支援サービスの体制整備を実施し、日常生活を支援するための仕組み作りを行います。			
					認知症サポーター養成人数	人	3,589	4,290	5,090	5,890	↑					
09	高齢者福祉の充実	②	日常生活を支援する体制の整備	日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築・強化を進め、地域住民、事業者等の協力を得ながら、終末期まで住み慣れた地域で過ごすことができる支援を展開します。	実地指導件数	件	11	29	32	33	↑	介護保険給付適正化事業	給付の現状分析、ケアプラン点検及び介護サービス事業所に対する実地指導を行います。	◎市民ができること ・障がい者に対する理解を深め、積極的に交流するなど、地域活動に参加しやすい環境をつくる。 ・移動など日常生活で困っている障がい者がいれば、手助けをする。 ・障がい者とその家族が地域で孤立しないように支える。 ◎地域団体ができること ・地域の人々等との間の助け合いである共助の意識を高める、障がい者とその家族が地域で孤立することがないように、地域において支え合う活動を展開する。 ・障がい者についての理解を深め、社会参加の場を提供する。 ◎事業者ができること ・障がい者雇用に対する理解を深め、就労機会・就労の場の拡大を図る。 ・適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障がい者の日常生活等を支援する。【福祉事業者】		
					介護保険給付の適正化	介護給付費の適正給付に仕組み、介護保険制度の財源の健全化を確保し、安定的な制度運営を実施します。	実地指導件数	件	11	29	32	33	↑		介護保険給付適正化事業	給付の現状分析、ケアプラン点検及び介護サービス事業所に対する実地指導を行います。
					居宅サービス費（1人あたりの給付額）	円/月	104,627	110,000	110,000	110,000	→					
10	障がい者福祉の充実	①	障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり	障がい者にとって安全・安心な環境のもと、自立した生活ができるように、基盤整備やサービスの質の向上等、関係機関との連携により総合的に体制づくりを進めます。また、障がい者に対する理解の促進を図ります。	意思疎通支援登録者数	人	33	35	37	40	↑	日常生活支援事業	移動や入浴に関する支援、日中活動する場の提供、日常生活用具の給付など障がい者の日常生活におけるニーズに対応した福祉サービスの提供を行います。	◎市民ができること ・障がい者に対する理解を深め、積極的に交流するなど、地域活動に参加しやすい環境をつくる。 ・移動など日常生活で困っている障がい者がいれば、手助けをする。 ・障がい者とその家族が地域で孤立しないように支える。 ◎地域団体ができること ・地域の人々等との間の助け合いである共助の意識を高める、障がい者とその家族が地域で孤立することがないように、地域において支え合う活動を展開する。 ・障がい者についての理解を深め、社会参加の場を提供する。 ◎事業者ができること ・障がい者雇用に対する理解を深め、就労機会・就労の場の拡大を図る。 ・適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障がい者の日常生活等を支援する。【福祉事業者】		
					手話奉仕員の人数	人	500	600	700	800	↑					
					事業所での研修を通じて一般就労に移行した延べ人数	%	—	3	15	30	↑	社会生活支援事業	相談支援、コミュニケーション・情報取得に関する支援、職業訓練に要する費用の助成など障がい者の社会参加に対する支援を行います。			
10	障がい者福祉の充実	②	障がい者の社会参加の促進	障がい者の社会参加の促進と機会の拡大を図る。	障がい者の職場体験受け入れ人数	人	2	6	8	10	↑			◎市民ができること ・健康管理や就労活動などの自助努力を行う。 ・生活困窮者自立支援制度について理解を深める。 ◎地域団体ができること ・地域で暮らす人への理解を深め、支え合う環境づくりに取り組む。 ・自らSOSを発することのできない方が支援につながるよう、対象者の把握や課題解決に向けた支援等に、市と連携して取り組む。 ◎事業者ができること ・求職者の受け入れに努める。 ・生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向けた中間的就労の受け入れに努める。		
					障がい者支援施設等からの優先調達目標達成度	%	73	85	100	100	↑					
					一般就労を目標とした支援プラン策定件数のうち、就労を開始した件数の割合	%	60	80	85	90	↑	自立支援促進事業	生活困窮者が自立した生活を営むことができるよう、相談窓口を開設し助言・支援を行うほか、個別支援プログラムの作成やハローワークとの連携等で就労支援を行います。			
11	生活困窮者支援の充実	①	生活困窮者への相談支援・就労支援の充実	生活困窮者を自立へとつなげていくために、包括的・継続的な助言・支援を受けることができる相談体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。	一般就労を目標とした支援プラン策定件数のうち、就労を開始した件数の割合	%	60	80	85	90	↑	自立支援促進事業	生活困窮者が自立した生活を営むことができるよう、相談窓口を開設し助言・支援を行うほか、個別支援プログラムの作成やハローワークとの連携等で就労支援を行います。	◎市民ができること ・健康管理や就労活動などの自助努力を行う。 ・生活困窮者自立支援制度について理解を深める。 ◎地域団体ができること ・地域で暮らす人への理解を深め、支え合う環境づくりに取り組む。 ・自らSOSを発することのできない方が支援につながるよう、対象者の把握や課題解決に向けた支援等に、市と連携して取り組む。 ◎事業者ができること ・求職者の受け入れに努める。 ・生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向けた中間的就労の受け入れに努める。		

今後の施策の方針（概要一覧）

◆政策3 誰もが等しく、生涯輝き続けるために（人権・協働・文化）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
12	人権・多様性の尊重	①	人権啓発の推進と学習機会の提供	人権に関する啓発活動や学習機会の提供を通じて、市民の人権への理解や認識の向上を図ります。	市民集会参加者数	人	150	200	200	200	↑	人権啓発事業	香芝市人権教育推進協議会や各種団体と連携し、広報物の発行やセミナーを開催し、市民へ人権に関する正しい知識や情報を提供します。	◎市民ができること ・日常生活や職場において、思いやりを持って人と接する。 ・家事・育児・介護など、家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担する。 ・人権の問題への理解と認識を高める。 ・人権啓発セミナー等へ積極的に参加する。 ◎地域団体ができること ・民間と行政との適切な役割分担のもと、コミュニティ組織や関係団体等は協働して人権擁護に取り組む。 ・女性の方針決定参加への参画を進める。 ・広い世代の男性が地域とつながりを持って活動に参画できるよう、男女が共に担う地域づくりに努める。 ◎事業者ができること ・社員の人権教育等に取り組む。 ・働く人が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができるよう、男女雇用機会均等法の履行確保など雇用環境の整備を図る。 ・女性活躍推進法の趣旨に沿って女性の活躍の推進に関する取組を実施するよう努める。
					人権啓発事業認知度	%	64	80	90	100	↑			
12	人権・多様性の尊重	②	男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画に関する啓発活動や学習機会の提供を通じて、市民の男女共同参画意識の更なる醸成・高揚を図ります。	市の審議会への女性委員登用率	%	26.4	34	42	50	↑	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会への理解を深めるため、広報活動やセミナーを開催します。また、関係機関と連携し、女性の雇用促進のため、就労支援セミナーの開催や相談窓口を開設します。多様な視点を政策方針に取り入れるため、市の審議会への女性登用を促します。	
13	地域コミュニティの醸成・活性化	①	自治会活動の支援	安全安心な地域づくりや円滑な自治振興の実現のため、地域コミュニティの核である自治会の安定的な運営を支援します。	自治会加入率	%	87.2	88	90	92	↑	自治会活動支援事業	自治会及び自治連合会と連携し、自治会未加入者への加入促進を図ります。また、活動や自治会の施設・設備等の整備に対して、必要な補助を行います。自治会が各種地域団体と連携を図られるよう支援します。	◎市民ができること ・地域の行事やイベント、自治会活動に参加・協力する。 ・社会貢献活動に興味を持ち、ボランティアやNPO活動に参加・協力する。 ・行政からの情報を積極的に収集し、また、市民の声も行政へ届ける。 ・市の企画するワークショップ等に積極的に参加する。 ◎地域団体ができること ・地域住民が参加できる活動のPRや情報発信を行い、組織力の向上に努める。 ・世代間の交流を積極的に行い、創造性の高いコミュニティを創造する。 ◎事業者ができること ・地域コミュニティの活性化の取り組みに協力する。
					自治連合会と各種地域団体との協働事業実施回数	回	0	1	2	2	↑			
13	地域コミュニティの醸成・活性化	②	市民公益活動団体の支援	ボランティアやNPO等で構成される市民公益活動団体の地域での活動を支援することで、地域の活性化を促進します。また、市民公益団体同士が繋がり、発展できるように、コーディネーターの役割を担います。	まちづくり提案活動支援事業補助金交付申請件数	件	13	15	17	20	↑	市民公益活動団体支援事業	市民公益活動団体の活動に対して、補助を行います。また、市民・市民公益活動団体・市内事業者・行政の相互交流や、市民公益活動団体の活動報告・や成果発表の場として、市民主体のイベントを開催します。	
14	文化芸術の振興・多文化共生	①	文化の発信・創造・交流の支援	多くの市民がさまざまな文化に触れ、多様な見識や価値観を養うことのできる機会を創出します。また、市民の自主的・創造的な文化活動を支援し、地域文化の振興につなげます。	ふたかみ文化センター稼働率	%	41.2	45	50	55	↑	文化施設管理・運営事業	指定管理者制度による文化施設の維持管理を行い、運営体制の効率化を図ります。また、施設の機能性の向上やイベント開催を通じて、市民の文化活動を促進します。	◎市民ができること ・地域団体やサークルに参加する。 ・ふたかみ文化センターや地域交流センターを利用し、様々な活動を行う。 ・地域の外国人と積極的に交流する。 ◎地域団体ができること ・文化芸術活動等の機会や場所の提供などにより市民の活動を支援する。 ・活動を展開するなかで、外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生を推進する。 ・高齢者や若年層向け、また多言語への対応や内容の工夫など、外国人や障害者の方も参加しやすいよう取り組む。 ◎事業者ができること ・文化芸術活動等の機会や場所の提供などにより市民の活動を支援する。 ・事業を展開するなかで、外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生を推進する。
					地域交流センター稼働率	%	22.7	25	35	45	↑	地域交流センター管理・運営事業	指定管理者制度による地域交流センターの維持管理を行い、運営体制の効率化を図ります。また、施設の機能性の向上やイベント開催を通じて、地域での市民交流を活性化します。	
14	文化芸術の振興・多文化共生	②	多文化理解と国際交流の推進	国際理解を通じて、さまざまな文化のあり方や考え、価値観、感じ方の違いを認め合える風土を醸成します。	国際交流事業実施回数	回	2	3	4	4	↑	文化・国際交流活動事業	国際交流市民団体や公的機関などと連携し、セミナー、イベント等を開催します。	
					国際交流事業参加者数	人	—	2,000	4,000	8,000	↑			

今後の施策の方針（概要一覧）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
15	生涯学習とスポーツ活動の充実	①	生涯学習機会の充実	「いつでも、どこでも、誰でも」学べる生涯学習社会の実現に向けて、多様な講座を開催するなど学習機会を拡充し、また成果を生かせる場づくりを行うとともに、生涯学習関係団体の育成・交流を促進します。	中央公民館利用率	%	31.2	33	34	35	↑	生涯学習機会提供事業	美術展覧会、生涯学習講演会等の各種講座を開催します。また、生涯学習関係団体の育成・交流の環境づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること <ul style="list-style-type: none"> ・自らを磨くため、生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動に取り組み、得られた知識や経験を地域に活かす。 ・社会教育施設をさまざまな活動の場に活用する。 ・本に親しみ、生涯学習の活動の場、情報収集の場として市民図書館を活用する。 ◎地域団体ができること <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体が持つ知識・経験を活かし、地域づくりに貢献する活動を行う。 ・生涯学習やスポーツ等の活動を活発化するため、担い手の育成に努める。 ・市民の競技水準の向上や体力向上などスポーツの振興を支援する。 ◎事業者ができること <ul style="list-style-type: none"> ・市や生涯学習関係団体等と連携し、事業者が持つ専門的な知識や技術を提供する。 ・市民の競技水準の向上や体力向上などスポーツの振興を支援する。
					総合体育館利用率	%	78.3	78	79	80	↑	スポーツ活動支援事業	通年、さまざまなスポーツ・レクリエーション教室、イベント等を開催します。また、研修会等の開催によりスポーツ・レクリエーション関係団体の育成を支援します。	
					社会体育施設利用率	%	50.8	51	51	51	→			
		③	図書館機能の充実	市民が幅広い知識や情報を得て、個人・地域の課題を解決することにより、心豊かでいきいきとした人生を送るため、図書・視聴覚資料等の図書館資料や情報の充実・発信、市民の学習や活動の場の提供等を通して、読書の普及啓発と図書館の利用促進を図り、地域の拠点となる図書館づくりを進めます。	蔵書回転率	回	1.1	1.5	1.8	2	↑	資料情報提供事業	市民の課題解決の支援等に必要図書・視聴覚資料等の資料や情報を収集・保存し、提供します。また、図書館の利用が困難な方等には、サービスの充実を図り、利用環境の整備を推進します。	
					有効登録者率	%	54.3	55	57	60	↑	読書普及活動事業	読書普及を目的としたおはなし会や読み聞かせ・講座を開催するほか、様々な展示イベントを開催します。	
16	歴史文化財の保存と継承・展開	①	二上山博物館機能の充実	地域の魅力ある歴史資源を活用した質の高い学習環境の拠点、また情報発信の拠点として、二上山博物館の機能を充実させます。	博物館利用者数	人	4,438	8,000	9,000	10,000	↑	博物館活性化事業	文化財等の調査研究を推進し、博物館の展示を充実させるとともに、イベント・講座・展示会等を開催します。また、小学校・中学校と連携した取り組みとして、地元について知る、郷土愛を育てる学習を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を大切にす。 ・地域の歴史や文化に関心を持ち、二上山博物館のイベントや講座に参加する等して文化財に親しむ。 ・文化財の保存・啓発に関するボランティアに参加する。 ◎地域団体ができること <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化を理解し、文化財の調査・保存・活用・啓発に協力する。 ◎事業者ができること <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化を理解し、文化財の調査・保存・活用・啓発に協力する。
					博学連携参加者数	人	758	800	850	900	↑			
		②	文化財の保護・啓発	文化財を後世に保存・継承するために必要な措置を講ずるとともに、文化財を広く市民に周知して活用を図り、文化財の普及啓発を行います。	指定文化財の件数	件	41	42	43	44	↑	文化財の保護啓発事業	市内にある文化財の基礎資料の収集・蓄積、遺跡の保護等を行います。また、文化財・遺跡の活用を図り、広く普及、啓発活動を行います。	
					史跡公園利用者数	人	799	1,600	1,700	1,800	↑			

今後の施策の方針（概要一覧）

◆政策4 まちの活力と魅力の向上のために。（産業・観光）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
17	商工業の振興	①	企業の活性化 (企業の活性化へ統合)	市内における企業の経済活動の活性化や経済規模の拡大を支援し、地域経済の好循環を促すことで、雇用機会の創出を図ります。	企業立地件数	件	1	6	10	14	↑	企業支援事業	各種補助制度により、市内企業の経営を支援します。また、企業誘致や市内企業の移転・増設等の企業立地を推進します。	◎市民ができること ・できるだけ市内で買い物（消費）する。 ・市内で働く。 ・市内の職業・仕事を知る。 ・香芝市産のものを生活の中に取り入れる。 ・SNSなどで市内の店舗や特産品情報を発信する。 ◎地域団体ができること ・市内産業への理解を深める。 ◎地域団体ができること ・商工会や商業団体は、市と連携して地域の商業振興に努める。 ・地域の魅力の情報発信を行う。 ◎事業者ができること ・大学や企業の知的インフラを活かした共同研究開発を促進し、新事業や新製品開発に取り組む。 ・企業マッチング活動の推進に努める。 ・継承されてきた技術等の地域資源を活用し、新たなブランド化等に取り組む。 ・イベント等を実施し、市民に親しまれる企業、商店を目指す。
					各種補助金交付申請件数	件	7	42	70	98	↑			
					香芝ブランド認定件数	件	23	33	43	53	↑			
					企業立地件数	件	↑	6	10	14	↑			
17	商工業の振興	②	市内企業の活性化 (企業の活性化へ統合)	各種補助制度により、市内企業の競争力を高め、活性化を図ります。	各種補助金交付件数	件	7	42	70	98	↑	創業促進事業	創業者支援制度や香芝市商工会と連携して実施する創業セミナーにより、市内の創業希望者を育成・支援します。	◎市民ができること ・地元で作られている作物を知り、朝市などで買い物をする。 ・家庭菜園等を行うなど、農業を身近に感じるようにする。 ・鳥獣のイサとなってしまう生ゴミの出し方を工夫する。 ・生活エリアの水路や池を知る。 ◎地域団体ができること ・柵や水路、フェンス、水門など、地域での維持管理に取り組む。 ◎事業者ができること ・有機栽培を推進する。
					市内での創業者数	人	11	66	110	154	↑			
					市内酒造会社の香芝産酒米使用率	%	(算出中)	(算出中)	(算出中)	(算出中)	↑			
					市内酒造会社の香芝産酒米使用率	%	(算出中)	(算出中)	(算出中)	(算出中)	↑			
18	農業の振興	①	農業体制の整備および市内農作物の魅力創造	農業の後継者の支援や新たな担い手育成により、耕作放棄地の増加を防ぐとともに、農地に出没する有害鳥獣を、猟友会との連携を図りながら捕獲し、農作物の被害防止に努めます。また、市内農産物の給食への食材提供や香芝産酒米生産拡大を図り、市外への販路拡大などに取り組みます。	農業施設の改修達成率	%	100	100	100	100	→	農産物鳥獣被害防止事業	有害鳥獣による農作物被害が発生している地域において、猟友会に捕獲を依頼します。また、香芝市鳥獣被害防止対策協議会に対し、経費の補助を行います。	◎市民ができること ・地元で作られている作物を知り、朝市などで買い物をする。 ・家庭菜園等を行うなど、農業を身近に感じるようにする。 ・鳥獣のイサとなってしまう生ゴミの出し方を工夫する。 ・生活エリアの水路や池を知る。 ◎地域団体ができること ・柵や水路、フェンス、水門など、地域での維持管理に取り組む。 ◎事業者ができること ・有機栽培を推進する。
					市内酒造会社の香芝産酒米使用率	%	(算出中)	(算出中)	(算出中)	(算出中)	↑			
					市内酒造会社の香芝産酒米使用率	%	(算出中)	(算出中)	(算出中)	(算出中)	↑			
					市内酒造会社の香芝産酒米使用率	%	(算出中)	(算出中)	(算出中)	(算出中)	↑			
19	観光の振興	④	観光イベントの開催 (観光情報の発信へ統合)	市内への来訪客の増加を図るため、観光名所を活用したイベントを実施します。	観光誘客のため実施するイベントの参加者数	人	291	340	380	420	↑	観光イベント実施事業	市内への来訪客の増加を図るため、観光資源を活用したイベントを実施します。また、パンフレットやSNS等を用いた情報発信、観光に関連したグッズの製作を行います。	◎市民ができること ・市の魅力をSNSなどで発信する。 ・イベントに積極的に参加する。 ・市内の観光地などの資源を知ること、また実際に行く。 ・まちづくりに積極的に関わる。 ・市内観光地を再発掘する。 ◎地域団体ができること ・来訪者のおもてなし環境づくりに努める。 ・あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信する。 ◎事業者ができること ・観光PRと観光客のおもてなしに努める。 ・地域資源を活用した体験型観光メニューを創出する。 ・あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信する。
					観光客数の推移	人	40,496	40,496	41,000	42,000	↑			
					案内看板等設置数	基	2	12	20	28	↑			
					観光客の満足度	%	30	40	50	60	↑			
19	観光の振興	②	観光資源の魅力向上	観光名所への案内標識や解説板の設置、保存を目的とした整備等によって、アクセス性や快適性の向上を図ります。	案内看板等設置数	基	2	12	20	28	↑	観光資源魅力向上事業	観光名所への案内標識や解説板の設置、保存を目的とした整備等によって、アクセス性や快適性の向上を図ります。	◎市民ができること ・市の魅力をSNSなどで発信する。 ・イベントに積極的に参加する。 ・市内の観光地などの資源を知ること、また実際に行く。 ・まちづくりに積極的に関わる。 ・市内観光地を再発掘する。 ◎地域団体ができること ・来訪者のおもてなし環境づくりに努める。 ・あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信する。 ◎事業者ができること ・観光PRと観光客のおもてなしに努める。 ・地域資源を活用した体験型観光メニューを創出する。 ・あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信する。
					案内看板等設置数	基	2	12	20	28	↑			
					案内看板等設置数	基	2	12	20	28	↑			
					案内看板等設置数	基	2	12	20	28	↑			

今後の施策の方針（概要一覧）

◆政策5 まちと人の安全・安心のために（安全・安心）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること						
								R6	R10	R14										
20	災害対策の強化	①	万全な災害時緊急体制の構築確立	災害が発生した状況においても、各々が適切な対応・行動を取り、円滑な初動対応・迅速な復旧活動を行えるよう、市全体の災害対応能力の向上を図ります。また、被災後の生活環境の向上に資する資機材を整備します。	災害用備蓄充足率	%	56	75	90	100	↑	地域防災対策計画関連事業	災害対応のための計画・マニュアルの改正・策定を行います。また、訓練の実施により職員の災害対応能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生に備え、日頃から避難所・避難ルートの確認、非常時持出品の用意をしておく。 ・家具の転倒防止など地震発生を想定して家内の安全対策を行う。 ・調理器具や暖房器具の取扱いに注意し、火災予防に努める。 ・放火防止のため、家屋周辺を整頓する。 ・防災訓練に積極的に参加する。 ・ハザードマップで危険箇所を把握しておく。 ・AED（自動体外式除細動器）の使い方など応急手当の知識を身につける。 ◎地域団体ができること <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を結成し、共助の取り組みを行う。 ・防災訓練を実施する。 ・地域コミュニティを活かし、災害時における避難行動要支援者の見守り体制を整える。 ◎事業者ができること <ul style="list-style-type: none"> ・地域事業者が有する人的・物的資源を活かし、防災体制を整えるとともに、災害時の協力・支援に向けた協定などを締結する。 						
					食料備蓄率	%	91	100	100	100	↑	防災用品等備蓄事業	非常食や生活必需品等の災害用備蓄品を管理するとともに、避難所の良好な生活環境を確保するための資機材の整備を進めます。							
					住宅耐震化率	%	90	95	95	95	↑	住宅耐震化啓発支援事業	耐震改修工事補助や耐震診断の制度充実を図るとともに、広報等で市民へ周知し、住宅耐震化の促進を図ります。							
						浸水常襲地域内における家屋浸水解消戸数	戸	142	142	175	192	↑	浸水対策事業		市管理河川や水路および道路構造を改良する対策事業を実施します。					
						ため池治水対策率	%	40	53	58	60	↑	大和川流域総合治水対策事業		ため池を活用した貯留施設の整備を計画的に進めます。					
					③	消防団体制の充実	全国的に消防団員が減少傾向にあるなかで、消防団の人員を確保し、資機材を充実させることで、地域防災力の中核として活動する消防団の機動力を強化し、地域住民の安全・安心な暮らしを支える。	消防団員数	人	132	132	132	132		↑	消防団活性化事業	消防団の活動や重要性を広報紙やHP等で発信し、消防団に対して、より一層の理解促進を図ります。			
								④	自主防災力の向上	防災に関する情報提供や訓練の実施支援等を通じて、地域の自主防災力を強化し、自助・共助による災害対応能力の向上を図ります。	自主防災組織活動率	%	44		60	70	80	↑	防災意識啓発事業	出前講座の実施や防災訓練の実施支援等を通じ、市民・自主防災組織等の防災意識啓発・防災力の向上を図ります。
					自主防災組織の結成率	%	96				100	100	100		↑					
					21	生活安全対策の強化	①	防犯意識の向上	市民の防犯意識の向上を図り、自主的な防犯活動を促進することで、安全安心なまちづくりを推進します。	年間刑法犯認知件数	件	238	210		180	150	↓	防犯意識啓発事業	各自治会の自主防災組織の活動の支援や、積極的な広報・啓発活動を実施することで、防犯意識の向上を図ります。また、香芝警察署や地域安全推進委員等と連携し、地域の見守り活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること <ul style="list-style-type: none"> ・戸締りの徹底など、防犯意識を強く持つ。 ・防犯カメラやセンサーライトを設置する。 ・ひたくり防止カバーや防犯ブザーなどを活用し、自らの安全は自らが守るよう行動する。 ・玄関や窓、自転車は二重ロックするよう心がける。 ・各家庭での防犯・安全教育を進める。 ・あいさつや声かけなど、地域内で顔の見える関係をつくる。 ・特殊詐欺を予防するために防犯電話や留守番電話を活用する。 ◎地域団体ができること <ul style="list-style-type: none"> ・地域における日常のリスクである犯罪を抑止するため、隣近所との顔の見える関係を構築する。 ・防犯灯の設置等に取り組むとともに、地域ぐるみの防犯活動に取り組む。 ・子ども等の見守り活動、挨拶運動などに地域ぐるみで取り組む。 ◎事業者ができること <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開する。 ・集客力のある大規模小売店舗等は、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努める。
										「こども110番の家」の協力率	%	4.1	4.3		4.6	5	↑			
②	地域見守り活動の推進 (防犯意識の向上へ統合)	警察や関係団体との連携を強化し、見守り活動など安全・安心なまちづくりを推進します。	「こども110番の家」の協力率	%						4.1	4.3	4.6	5	↑						
			消費生活相談の解決率	%						92%	92%	92%	92%	→	消費生活安全事業	市民からの相談に対し適切に対応できる相談体制を整えます。また、消費生活に係るトラブルを未然に防止するため、多発しているトラブル例や対処方法について、広報などを通じて啓発します。				

今後の施策の方針（概要一覧）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること				
								R6	R10	R14								
22	交通安全対策の強化	①	交通安全対策の推進	香芝警察署と連携した交通安全に関する啓発活動などを行い、市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、駅周辺の自転車駐車場・自動車駐車場の管理や放置自転車等禁止区域での指導・撤去を行い、駐車秩序を保つことで、交通安全の促進を図り、交通違反や交通事故発生の抑制に努めます。	交通事故発生件数	件	182	150	120	100	↓	交通安全対策啓発事業	香芝警察署と連携し、交通安全啓発活動及び交通安全立哨活動を実施するほか、高齢者の運転免許証自主返納等を支援する補助金の交付など、交通安全啓発にかかる行事を行い、市民の交通安全意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・交通ルールを遵守する。 ・運転中や歩きながらの携帯電話やスマートフォンの使用はしない。 ・自転車に乗るときはヘルメットを着用する。 ・自動車運転者は、通学時間にはできる限り通学路を避けるなど歩行者に配慮する。 ・各家庭で交通マナーの教育を進める。 ・駅前周辺路上に自転車等の放置をせず、自転車駐車場等の利用をする。 ◎地域団体ができること ・地域における交通安全の確保に向けた取組を行う。 ◎事業者ができること ・各種啓発活動へ積極的に参加する。 ・地域の安全・安心なまちづくりを推進する。 				
					運転免許自主返納者数	件	252	260	280	300	↑	駅前自転車等駐輪場管理事業	自転車等駐車場による鉄道駅周辺の駐車秩序を確立・維持することにより、まちの美観を維持し、自転車等利用者の利便性の向上を図ります。					
					放置自転車等撤去台数	台	75	135	120	105	↓	放置自転車対策推進事業	駅周辺放置自転車等禁止区域での指導を行い、放置自転車の解消を行います。					
					交通事故発生件数	件	182	150	120	100	↓							
		④	交通安全啓発の強化	香芝警察署と連携し、市内各所において交通安全啓発活動及び立哨活動を行います。また、春・秋の交通安全運動期間中を中心に交通安全啓発にかかる行事を行い、市民の交通安全意識の向上に努めます。	交通事故発生件数	件	182	150	120	100	↓							
					運転免許自主返納者数	件	252	260	280	300	↑							
					(交通安全対策の推進へ統合)													
		②	放置自転車対策の推進	自転車等放置禁止区域での指導・撤去を行い、放置自転車等の解消をめざします。	放置自転車等撤去台数	台	75	135	120	105	↓							
					(交通安全対策の推進へ統合)													
		②	交通安全施設の整備	歩行者の安全を確保するため、交通安全施設の整備を進めるとともに、市民参加型の交通安全活動を推進します。	施設整備率	%	80	85	90	100	↑	交通安全施設整備事業	通学路安全対策プログラムなどに基づき、交差点付近の防護柵設置などの安全対策を実施します。					

今後の施策の方針（概要一覧）

◆政策6 自然と調和した快適で便利な暮らしのために。（自然・環境・都市基盤）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1, T0, T)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
23	環境問題への取り組み強化	①	ごみ減量と資源化の推進	焼却施設の負担や環境への負荷を減らすため、 市民・事業者・行政の協働のもと 、ごみの発生抑制、新たな資源化、市民・事業者・行政の協働を推進します。	ごみの排出量	g	693	533	533	533	→	ごみ減量及び資源化推進事業	電動式生ごみ処理機購入補助、集団資源回収奨励、マイバック運動、リユースイベント等を実施します。	◎市民ができること ・ごみの分別を徹底する ・リサイクル品を利用する ・悪臭や騒音、振動で近隣に迷惑をかけない ・身近な道路や水路の美化清掃をする ・買い物時にマイバックを持参する ・買い物するとき、過剰包装を断る ・洗剤などは、詰め替え用のもを買う ・まだ着ることができる子どもの衣服などを、知人に譲る ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する ・自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車での移動を心がける ・ごみの投げ捨て、不法投棄はしない ◎地域団体ができること ・美化清掃に参加する ・集団資源回収を実施する ・環境保全活動を積極的に実施する。 ◎事業者ができること ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する ・ごみの投げ捨て、不法投棄はしない ・電気・燃料・水道などの節減に努める ・公害防止を図るため、関係法令等の遵守、日々の点検や連絡体制の整備等、危機管理体制の構築に努め、また、近隣住民とのコミュニケーションを図る。 ・公害の発生防止や、環境に配慮した製品、サービスを提供するなど、環境負荷の低減に責任を持って取り組む。 ・地域の環境に関する取組に積極的に参加・協力する。
					ごみの資源化率	%	14.7	23	23	23	→			
		②	環境保全対策の推進	市民の環境に対する意識向上を促し、 市内環境保全を図ります。	不法投棄相談受付件数	件	15	25	22	19	↓	生活環境保全事業	環境に関する情報発信、あき地所有者への雑草除去通知、環境調査、公害苦情対応等を実施します。	
					公害苦情受付件数	件	17	30	27	24	↓	不法投棄防止啓発事業	不法投棄の温床になりやすい現場に対し監視カメラの設置、パトロール、啓発看板等で対策するとともに、定期的に不法投棄物を撤去します。	
24	自然環境・景観の保全	①	美しい自然環境・景観の保全	まちを形成する道路や公園、河川および森林の適切な管理により、美しい自然環境・住環境の保全を図ります。また、秩序ある屋外広告物と調和した美しいまち並み景観の形成を図るとともに、地域を主体とした景観形成の仕組みづくりを推進します。	管理面積	ha	44	44	77	130	↑	街路美化推進事業	まちを形成する道路等について、定期的な草刈り、剪定などの美化作業を行います。また、地域の美化活動を促進します。	◎市民ができること ・周囲の景観について興味を持つ。 ・生活エリア周辺の道路や公園を清掃する。 ・個人の山林、農地、家屋の維持・美化に努める。 ◎地域団体ができること ・生活エリア周辺の道路・公園を清掃する。 ・耕作放棄地を借り受け、緑化する。 ・地主と地域協働して山林の保全を行う。 ◎事業者ができること ・開発や建築物の建築にあたっては、周辺住民の住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な住環境や街並みの形成に努める。 ・開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努める。 ・地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努める。
					都市公園維持管理補修事業	だれもが安全、快適に利用できる公園環境のための適切な維持管理を行います。								
					河川維持管理事業	河川・水路の定期的な点検・美化清掃・維持補修を行うとともに、土砂上げ等適切な維持管理により、河川の氾濫を抑制します。								
					屋外広告物規制事業	違反簡易広告物の指導と啓発に努めるとともに、違反広告物追放推進団体の認定を受けた団体による除去作業を進めます。								
			景観の適正化	回	3	3	2	↑	↓					
			美化の推進	市内森林の適切な管理の推進や、街路樹・公園樹木の適切な維持管理に取り組みます。また、森林環境譲与税を活用した森林の整備や、専門的人材の確保など、森林経営管理体制の充実を図ります。	管理面積	ha	44	44	77	130	↑			

今後の施策の方針（概要一覧）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成	①	持続可能な地域公共交通の確立	市の運営する地域公共交通を継続的に運行し、モビリティマネジメントや交通弱者の外出支援など、持続可能な地域公共交通の利用促進に取り組みます。むことで、誰もが移動しやすい快適な暮らしの提供に努めます。	コミュニティバス利用者数	人	32,051	65,000	65,000	65,000	→	地域公共交通事業	民間の公共交通機関と補完の役割であるコミュニティバス等の連携について地域公共交通活性化協議会で検討し、反映させることで、市民の移動手段が途切れることのない持続可能な地域公共交通を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に公共交通機関を利用する。 ・地域のまちづくりに参加する。 ◎地域団体ができること <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進への理解を広げる。 ◎事業者ができること <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図る。 ・情報提供や事業者間連携による乗り換え利便性の向上等により、公共交通の整備を進め、市民の利用促進を図る。
					デマンド交通利用者数	人	22,797	47,000	47,000	47,000	→			
		②	良好な市街地の形成	社会情勢の変化に伴う新たな課題や住民のニーズに対応するため、まちづくりに関する計画の策定や見直しを進めるとともに、管理不全な空き家等の発生抑制など、適正な土地利用を推進します。	空き家率	%	8.2	8.2	8.2	8.2	→	空家等対策関係事業	空き家管理の重要性を周知し、所有者による適正な管理や活用を促進します。	
					市民の定住意向	%	59.8	60	61	62	↑			
26	生活基盤・地域拠点の整備・機能充実	①	公園整備の推進	身近な場所において、余暇を楽しむ機会を増やすため、安全・快適に利用できる公園の整備を図ります。	住民1人当たりの都市公園の敷地面積	m ²	5.1	5.5	6.8	7.9	↑	香芝市スポーツ公園整備事業	恵まれた自然環境の中で、市民の誰もが安全で自由に遊び、多様なスポーツが行える公園を計画的に整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること <ul style="list-style-type: none"> ・困っている人がいたら声をかけるなどの「心のバリアフリー」を実践する。 ・駅周辺は混雑しやすいことから、時間に余裕をもって行動し、安全に注意して通行する。 ・高齢者や障がい者等の交通弱者の方が困っていたら助ける。 ・点字ブロックの上を常に空けて通行し、自転車等の物を置かない。 ・の上を常に空けて通行する、自転車等の物を置かない。 ◎地域団体ができること <ul style="list-style-type: none"> ・地域の公園や河川等の維持管理に努める。 ・緑を増やす活動を行う。 ◎事業者ができること <ul style="list-style-type: none"> ・市民が利用しやすい生活利便施設の充実に努める。
					香芝市スポーツ公園（プール）事業用地の取得率	%	81	100	100	100	↑	街区公園・親水緑地整備事業	市内全域の配置を踏まえ、ため池を利用した親水公園など事業地の確保を検討し、公園・緑地の整備を図ります。	
					総合公園事業用地の取得率	%	93.3	100	100	100	↑	香芝総合公園整備事業	周辺環境との一体的整備を推進するとともに、整備内容等を精査したなかで事業を計画的に進めます。	
		②	バリアフリー化の推進	バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを進めます。	重点整備地区内の市道のバリアフリー特定事業完了率	%	32.9	54.4	73.8	100	↑	バリアフリー推進事業	公共公益施設のバリアフリー化およびバリアフリー教室の開催などの取組を実施します。	
												歩道等バリアフリー事業	段差解消や視覚障がい者誘導ブロックを設置することで、歩道のバリアフリー化を推進します。	
												既存道路バリアフリー化事業	香芝市バリアフリー基本構想における重点整備地区内の道路について、バリアフリー化のために歩道の設置や道路構造の改良を行うことで、歩行空間の確保を目指します。	
		③	地域拠点としての駅周辺整備	駅利用者の利便性の向上および安全性の確保を促進します。	駅周辺整備率(踏切・暫定広場整備を含む)	%	68	72	72	76	↑	駅周辺整備事業	鉄道事業者を始めとする権利者および関係機関と協議し、合意形成に至った箇所について整備します。	

今後の施策の方針（概要一覧）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
27	道路整備の充実	①	幹線道路の整備	幹線道路のネットワーク強化を図るため、計画的に整備を進めます。	都市計画道路供用済延長	km	27.3	27.7	28.6	30.1	↑	主要幹線道路整備事業	都市計画道路の整備を段階的に進めます。	◎市民ができること ・道路環境の美化、愛護に努める。 ・車や自転車を運転する際、見通しの悪い交差点では特に安全に気をつける。 ・「ながらスマホ」等を厳に慎み、周囲をよく見て道路を通行する。 ・普段通行している道路等の破損等不具合を発見した際は、市役所や地元自治会に通報する。 ◎地域団体ができること ・道路環境の美化、愛護に努める。 ◎事業者ができること ・道路環境の美化、愛護に努める。
		②	生活道路等の安全性の確保	安全性や緊急性による優先度を踏まえ、生活道路等の適切な管理・整備を進めます。	市道の新設改良箇所数	箇所	0	4	8	12	↑	道路維持管理補修事業	道路の路面状況等について、定期的なパトロールを行うとともに、市民から寄せられた情報を元に補修を行います。	
28	上水道の基盤強化	①	安心、安全、安定した水道の供給	管路内の衛生面の向上を図りながら、老朽化した管路を耐震化します。また、応急給水用品の整備や飲料水貯水槽施設の設置などを行い、災害時の体制の充実を図ります。	基幹管路の耐震化	%	11.6	16.5	21.4	26.3	↑	水道施設更新事業	漏水の可能性のある老朽管の更新及び最重要管である口径300mm以上の基幹管路の耐震化を重点的に行います。	◎市民ができること ・限りある資源である水を大切に使用する。 ・水道料金を期限内に納付する。 ・災害時に備えて飲料水を確保する。 ・公道等で水道管漏水を発見したら通報する。 ・定期的に水道メーターをチェックし、宅内の水漏れがないか確認し対策する。 ◎地域団体ができること ・限りある資源である水を大切に使用する。 ◎事業者ができること ・限りある資源である水を大切に使用する。 ・水道利用者が所有している給水装置やビル・マンション等の貯水槽水道について、適正な維持管理に努める。
		②	信頼される水道事業の運営	漏水防止対策などに努め、収益性の効率化に努めます。	有収率	%	94	94	94	94	→	(検討中)		
29	下水道の整備	①	下水道の整備・更新	管渠整備を促進し、普及率の向上を図るとともに、管路施設老朽化の防止に努めます。	下水道の人口普及率	%	71.3	80.4	87.7	95	↑	公共下水道管渠改築事業	幹線管渠の整備を進めるとともに面的整備を進め、供用開始区域の拡大と普及率の向上を図ります。また、管路施設の老朽化による道路陥没事故等を未然に防止するため、施設の更新を行います。	◎市民ができること ・下水道へ接続する。 ・管渠の閉塞やポンプの故障に繋がるため、下水道へ異物等を流さない。 ◎地域団体ができること ・下水道へ接続する。 ・管渠の閉塞やポンプの故障に繋がるため、下水道へ異物等を流さない。 ◎事業者ができること ・下水道へ接続する。 ・排水する水質の基準を遵守する。 ・管渠の閉塞やポンプの故障に繋がるため、下水道へ異物等を流さない。
		②	水洗化の促進	公共下水道への未接続世帯に対し、下水道への接続を促すことにより、水洗化の普及促進および水洗化率の向上に努めます。	下水道の水洗化率	%	92.6	95	96	97	↑	水洗化促進事業	供用開始区域において、下水道の未接続世帯に対し個別訪問し、接続の促進を行います。	
		③	持続的な下水道機能の確保	下水道施設の計画的な点検や排水に対する水質指導致により、持続的な下水道機能の確保を図ります。	法定水質基準遵守率	%	100	100	100	100	→	下水道維持管理事業	マンホールポンプ施設の計画的な保守点検や、下水排水基準に適合しない汚水を排出する事業所への指導を行います。	

今後の施策の方針（概要一覧）

◆政策7 スマートでスリムな行政運営の確立のために。（行政経営）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること
								R6	R10	R14				
30	行政運営の最適化	①	総合計画・総合戦略の進行管理	総合計画・総合戦略を構成する施策・事務事業の進行管理及び行政評価による事業改善を継続的に実施し、最適な行政運営を行うとともに、各個別計画と連携し、計画的な行政運営を推進します。	第5次香芝市総合計画における各KGIの達成割合	%	-	80	80	80	→	総合計画進行管理事業	総合計画（総合戦略含む）に基づく施策・事業の評価を毎年度行い、進行管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・積極的に市の事業に参加する。 ・地域の様々な活動に参加する。 ・総合計画や行政評価の結果等から、市の現状や今後の課題への理解を深める。 ・市や市民が主体となった地域の様々な活動に参加する。 ・市が実施するアンケート調査等には可能なかぎり協力する。 ・市の財政や運営に興味を持つ。 ・公共施設を積極的に利用する。 ◎地域団体ができること ・地域でできることは地域で行い、解決していくことのできる地域づくりに努める。 ・適切な行政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。 ◎事業者ができること ・適切な行政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。
					第2次香芝市総合戦略における各KGIの達成割合	%	-	80	80	80	→			
					連携合計数	件	239	260	280	300	↑			
		②	広域連携の推進	共通課題をもつ自治体や技術・ノウハウのある企業・大学等と連携し、効率的かつ効果的な事業の推進を図ります。	市債残高	億円	313	292	271	250	↓	<ul style="list-style-type: none"> ◎参考指標とする理由及び実施する事業を設定していない理由 財政指標は市の全事務事業を適正かつ効率的に実施した結果として表れる数値であり、指標の達成を優先して目指すものではないため、参考とすべき指標として位置付けます。また、特定の事業に係る指標ではなく、市の事業全体の結果に影響される指標であるため、実施する主な事業は設定していません。 		
					市債残高	億円	313	減少に努める						
					実質公債費比率	%	15.2	18%以下を維持する						
		③	財政計画に基づいた財政運営	客観的かつ正確な資料や数値を基に、中長期的な視点から実効性のある財政計画（中期財政見直し）を策定するとともに、策定した財政計画に沿った予算編成を行い、財政指標の改善を図ります。	財政調整基金残高	億円 (%)	14.5 (9.6)	標準財政規模の1.0%程度以上確保する						
					②	財政運営の健全化	総合計画との整合性を図り、効率的・効果的に事業を実施するため、財源の確保や将来の財政見直しを立てることにより、健全で持続可能な財政運営を推進します。	市債残高	億円	313	減少に努める			
		③	公有財産の維持管理及び活用	公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化を図り、良質で持続可能な公共施設サービスを提供します。するため、個別施設計画の策定および公共施設等総合管理計画の改定を進めていきます。また、未利用公有地については計画的に売却・貸付を行い、安定的な収入の確保を図ります。	個別施設計画策定率	%	18.18	86.66	100	100	↑	公有財産維持管理事業	施設の維持管理や更新を着実に推進するための個別施設計画を策定、改訂するとともに、公共施設総合管理計画を更新し、計画に基づく公共施設の活用等を検討します。	
					①	歳入の確保と財源の創出	公平かつ適正な賦課と収納（徴収）率の向上	市税の適正な課税を推進することにより、市民の信頼及び税収の確保を図ります。また、納税環境の利便性向上および納付意欲の向上に向けた取り組みを推進することにより、収納（徴収）率の向上を図ります。	未申告者にかかる申告書提出件数【累計値】	件	1,200			
31	歳入の確保と財源の創出	①	公平かつ適正な賦課と収納（徴収）率の向上	市税の適正な課税を推進することにより、市民の信頼及び税収の確保を図ります。また、納税環境の利便性向上および納付意欲の向上に向けた取り組みを推進することにより、収納（徴収）率の向上を図ります。	未評価家屋にかかる新規課税件数	件	15	60	120	180	↑	自主納付推進事業（税）	口座振替やコンビニ納付などの既存の納付方法に加え、キャッシュレス決済などの電子納付環境を整備することで、納税者の生活様式に沿った納付方法を奨励し、納付意欲の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・納税や保険料納付への義務意識を持つ。 ・所得等を適正に申告する。 ・市税や保険料を期限内に納付する。 ・納付忘れを減らすために、口座振替の登録をする。 ・納付が困難な場合は、必ず納付相談を受ける。 ・市外の方へ、香芝市の地場産品等を紹介する。 ◎地域団体ができること ・適切な行政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。 ◎事業者ができること ・適切な行政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。
					市税収納率（現年分）	%	99.02	99.1	99.2	99.3	↑	市民税・固定資産税の課税適正化事業	申告催告、実地調査及び関係官署等への照会などを通じて、賦課の公平化・適正化に継続的に取り組みます。	
					国保料収納率の向上（現年分）	%	93.24	94	94.5	95	↑			
					②	財産調査の強化と適正な債権管理	財産調査の徹底により、適正な債権管理を推進します。	滞納繰越額の減少率	%	2.17	2.2	2.3	2.4	
		③	自主財源の確保	香芝市への寄附を促進し、財源の確保を図るとともに、受益者負担の適正な見直しや、ネーミングライツや企業版ふるさと納税、未利用公有地の活用などの新たな財源確保策を検討します。	ふるさと寄附金受入額	万円	5110 (R1年度)	7000	8500	10000	↑	ふるさと寄附金事業	地場産品の発掘・企画によりふるさと納税返礼品の拡充を図り、サイト掲載ページの充実や市外へのPR活動を通して、本市への寄附を促進するとともに、本市の魅力を発信します。	
					ふるさと寄附金受入割合 -(県内平均)-	%	116.4 (H30年度)-	150	175	200	↑			
					ふるさと寄附金受入割合 -(税額控除)-	%	32.7 (H30年度)-	35	40	45	↑			

今後の施策の方針（概要一覧）

施策CD.	施策	主取CD.	主な取り組み	主な取り組みの概要	指標名	単位	現状値 (R1.10.1)	目標値			方向	実施する主な事業	実施する主な事業の概要	生活の中でみんなができること		
								R6	R10	R14						
32	情報とICTの活用	①	市政情報の提供と広報力の強化	市のホームページにおけるアクセシビリティの確保やオープンデータの充実などにより、市政情報の適正な提供に努めるとともに、アンケートなどを通じて市民の意見を集め、様々な施策への反映を進めます。また、様々な情報媒体の活用や効果的な表現による情報発信を積極的にを行い、市内外への発信力を強化することで、市のイメージや知名度の向上を図ります。	市ホームページ「広報」平均アクセス数	件	770	900	1030	1300	↑	広報紙発行事業	市民への情報発信媒体として、市政情報や市民の求めに応じた適切で分かりやすい情報の提供を行い、市の魅力を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民ができること ・市の情報をシェアする。 ・利用可能な電子申請がある場合は積極的に利用する。 ・香芝の良いところをSNSなどで発信する。 ・地域の情報を積極的に市へ提供する。 ・マイナンバーカードを取得し、オンラインのサービスを積極的に利用する。 ・市のICTを活用した情報伝達手段を、知らない人や使い方のわからない人に教える。 ◎地域団体ができること ・市の情報をシェアする。 ・香芝の良いところをSNSなどで発信する。 ・地域の情報を積極的に市へ提供する。 ◎事業者ができること ・市の情報をシェアする。 ・利用可能な電子申請がある場合は積極的に利用する。 ・香芝の良いところをSNSなどで発信する。 ・地域の情報を積極的に市へ提供する。 		
					広報（紙）満足度	%	20	22	24	26	↑	広報及び報道機関連携事業	SNS及びメディアの活用、報道機関への情報提供により、市政情報及び香芝市の魅力を市内外へ広く発信します。			
					オープンデータ公開数	件	0	5	10	14	↑	ICT活用事業	行政事務や市民サービス等に積極的にICTを利用することで、業務の効率化や市民の利便性の向上を促進します。			
		②	ICTを活用した業務の効率化・利便性の向上	Society5.0（下に注釈をつける）社会の実現のため、さまざまな行政課題の解決に積極的にAIやRPAを活用し、業務の効率化および利便性の向上を図ります。	電子申請・施設予約利用件数	件	517	1000	1100	1200	↑	情報セキュリティ対策事業	ICT技術を利用した市民サービスや組織内利用システムの安定的な運用のため、組織内の情報機器を不正アクセスやコンピュータウイルス等の脅威から守り、情報ネットワークや職員の使用する情報端末のセキュリティを確保します。			
					電子申請可能な手続→申込数	件	28	32	36	40	↑					
					セキュリティインシデント件数	件	0	0	0	0	→					
		33	行政組織の活性化・組織力の強化	①	適正な人事評価	評価基準を充実させ評価者に依存しない評価と昇任等へ反映できる制度を確立し、職員の育成と士気高揚を図ります。	人事評価アンケート調査満足度	%	二	70	80	90	↑		人事評価適正化事業	評価指標の細分化や適正化を進め、公正な人事評価を実現するとともに、これを昇任等に確実に反映します。
							人事評価結果に対する不服申出件数	件	0	0	0	0	→			
				②	職員研修の推進	タイムマネジメントやリスクマネジメントの他、法律的素養及び接遇力の向上に重点をおくとともに、時勢に応じて求められる能力の向上に資する研修を実施します。	研修実施回数	回	10	11	12	12	↑		研修推進事業	個々の職員に対する重要と思う内容や分野の調査をふまえた上で、より効果的な研修を企画・実施するとともに、その他必要となる研修の回数・内容の拡充を図ります。
超過勤務時間数	時間/年						35,000	33,950	33,250	31,500	↓	超過勤務時間数削減推進事業	適宜、適切となる人員の配置を見直すとともに、超過勤務の実態把握に努めます。			
③	効果的な人員配置			各法令等の制定・改正・廃止等や社会動向をふまえた上で必要な人員を見定め、正規職員のみならず、各種人的資源を活用し、より効果的・効率的な人員配置をめざします。	メンタルヘルス不調者数	人	7	5	3	0	↓	ヒアリング調査事業	本人またはその上司・同僚等から職員の不調につながる事案の通報があった場合に、必要と考えられる場合に本人を含む関係人へヒアリング調査を行い、本人へのフォローアップと不調因子の改善、その発生の防止を図ります。			

◆各施策の今後の方針 前回（R2.6.19開催）いただいたご意見の反映について

政策	施策	頂いたご意見・提案等	ブラッシュアップの方向性
政策1	施策4	◎「ICT教育の推進」として項目を設けてほしい。子どものサポートの他に、保護者のサポート、先生側のスキル向上のサポートなど、さまざまな環境整備が必要であり、それに対する目標設定も必要ではないかと思う。具体的に数値目標を設定していただけたら保護者としては心強い。 ◎今後、情報面では大変化が起こることは当然想像できるので、それに対する対応策、問題意識等は述べるべき。	今年度に、児童・生徒一人一台パソコンの整備が完了し、先生に対するフォロー等も併せて行い始めているところです。ICT教育に関する取組がより具体化してきた段階で、事業概要の記載、指標の設定を行うよう改訂したいと考えています。 なお、施策4「学校教育の推進」の＜現状と課題＞に、新型コロナウイルスの影響から見えてきたICT教育に関する課題等を記載しました。
政策1	施策4	施策04の主な取り組み①「学びの推進」において、ICT教育などの学びに関する部分と、いじめや不登校といった支援に関する部分とは別にした方がよい。	主な取り組みとしては1本ですが、実施する主な事業において、学びに関する事業として「学びの推進事業」、いじめや不登校等の支援に関する事業として「教育支援事業」を設定し、区分けしました。
政策1	施策2	子どもの貧困対策について、他市町村の計画には組み込まれているところが多いと思うが、説明いただいた案にはそういったワードがない。この問題についてはどう考えているのか。	施策2「子育て支援の充実」及び施策11「生活困窮者の自立支援」を子どもの貧困対策の関連施策と位置づけ、両施策の＜現状と課題＞に課題意識を記載しました。今後、具体的に対策を進めていく際に、事業概要の記載、指標の設定を行うようしたいと考えています。
政策2	施策7	感染症対策は予防以外にも、事後にいろんなことが起こった時の対策も必要となる。予防というワードを取り「感染症対策の推進」としてはどうか。	主な取り組みの名称を「感染症予防対策の推進」から「感染症対策の推進」に変更しました。
政策3	施策13	施策ごとに「生活の中でみんなができること」という項目があるが、ここを個人市民ができること、地域コミュニティが団体としてできること、法人市民ができることに分けて記載することで、全ての施策に協働の概念が必要であるという姿勢が示せるのではないかと。 施策14「地域コミュニティの醸成・活性化」に向けた取り組みを全ての施策に及ぼして考えることができるようになるのではないかと。	各施策に掲載予定だった「生活の中でみんなができること」を①市民ができること、②地域団体ができること、③事業者ができること、の3つに区分けし、協働の役割について表現するようにしました。
政策3	施策14 施策15	これからの文化施策は、教育施設、福祉施設だという発想を持ち、人権施策としても文化施策を考えるべきであり、そういった観点から、施設の稼働率という指標は考え直していただきたい。 体育施設についても同様。	団体数や満足度を測る指標も検討しましたが、測定が困難（施設申請名義が個人でも可、使用者にしかなアンケートを実施していない等）なため、施設の稼働率によって、文化活動・生涯学習・スポーツ活動へ参加する人の数や参加回数等を総合的に判断したいと考えております。よって、指標設定は現状のままとしたい意向です。
政策5	施策20	要援護者名簿に関して、活用が進んでいないため、行政が主体となり、避難行動計画を自治会や地域へ示す必要があると考える。名簿の活用を踏まえた地域の見守りや助け合いのネットワークづくりの推進など踏み込んだ内容を検討いただきたい。	＜現状と課題＞へ「避難行動要支援者の避難支援も含めた災害発生前後の対応を円滑に行える自主防災組織の育成」という記載を追記しました。

◆各施策の今後の方針 前回（R2.6.19開催）いただいたご意見の反映について

政策	施策	頂いたご意見・提案等	ブラッシュアップの方向性
政策5	施策20	主な取り組み①に関して、「食料備蓄率」が指標となっているが、アレルギー等の観点から、それぞれ家族ごとにローリングストックという「日常的に非常食を食べ、買い足していくことで、常に一定量の食糧備蓄を維持する考え方」が主流となってきている。そのため、備蓄率を指標にするのであれば、個人で買えないものの備蓄率を設定してはどうか。	指標を「想定避難者数に対する食糧備蓄率・飲料水備蓄率・毛布備蓄率、指定避難所数に対するポータブル発電機備蓄率の平均値」に変更しました。
政策6	施策25	主な取り組み①の指標「コミュニティバス利用者数」「デマンド交通利用者数」について、交通弱者の外出支援を行うという視点からして、単純に利用者数の増加を指標とするのは適切ではないと思われる。別の指標設定が必要と思われる。	交通弱者支援の視点から、コミュニティバス等のカバーする地域数や路線数をKGIにすることは、民間等と役割分担による公共交通ネットワークの構築を目指している本施策においては、路線バスのカバーする地域や路線などもあることから適当でないと考えています。一方で、人口減少などの要因から乗車人数の減少が見られる状況下において、コミュニティバスの持続性や収益性を確保する観点で、利用者数を評価指標としましたが、数値の把握が容易であることやわかりやすいといった点でも適正であると考えています。（現在、次期地域公共交通計画の策定経過で、収支割合を指標として対外的に示すべきか検討を進めております。掲載する方針となった場合には、総合計画にも掲載する予定です。）
政策7	施策32	「情報とICT技術の利活用」について、利便性や処理の効率化の点から電子的な方式への検討をどんどん進めていってほしい。	主な取り組みに「ICTを活用した業務の効率化・利便性の向上」を掲げ、第4次にはなかった新たな事業として「ICT活用事業」を設定し、取り組みを進めていく方針としました。
政策7	施策31	主な取り組み①の指標「申告催告による申告書提出件数」について、累計値かどうか所管に確認し、単年度値が適切か精査し、わかりやすい表現を検討する必要がある。	指標を「未申告者にかかる申告書提出件数」とし、算出方法を「未申告者のうち、申告書の提出を受けた者（個人市民税、固定資産税（償却資産））の累計値」としました。
政策7	施策32	主な取り組み①の指標「広報（紙）満足度」について、より適切な指標があるのではないか。市ホームページの閲覧数や、市内向きの広報ではない新聞や雑誌などのメディアへの露出度を指標とするのがいいのではないか。	指標を「市ホームページ「広報」平均アクセス数」（市ホームページ「広報紙」ページの一月当たりの平均アクセス数）としました。
政策7	施策33	主な取り組み①の指標「人事評価結果に対する不服申立件数」について、不服申立する職員の権利を抑制するようなものは指標に適さない。人事評価システムに対する職員アンケートをとり、システムに対する職員の満足度や信頼度などを出すべき。	指標を「人事評価アンケート調査満足度」（アンケート回答者の内、「良い」等の高評価の回答者の割合）としました。